

伊 勢 市 公 報

第 288 号
平成 29 年 11 月 6 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市一般職の任期付職員を採用等に関する条例	3
規 則	
○ 伊勢市一般職の任期付職員を採用等に関する条例施行規則	14
○ 伊勢市職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則等の一部を改正する規則	17
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程	24
○ 伊勢市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規程の一部を改正する規程	33
告 示	
○ 平成 28 年度伊勢地域農業共済事務組合会計の決算の要領について	42
○ 平成 29 年 9 月末財政状況の公表について	54
選挙管理委員会告示	
○ 伊勢市長選挙及び伊勢市議会議員選挙関係	
・ ポスター掲示場の設置について	59
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数について	76
・ 選挙期日を定めることについて	77
・ 投票所の設置について	78
・ 期日前投票所の設置について	81
・ 投票用紙の様式を定めることについて	82
・ 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額並びに選挙運動事務員等に対する報酬の最高額について	85
・ 開票事務と選挙会事務の合同について	87
・ 選挙会の場所及び日時について	88
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	89
・ 選挙長の行う告示の方法について	90
・ 選挙運動費用収支報告書の公表の方法について	91
・ 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について	92
・ 投票管理者及び同職務代理者の選任について	95
・ 選挙運動に関する支出金額の制限額について	98
○ 衆議院議員総選挙関係	
・ 開票の時間の繰り下げについて	99
・ 開票の時間の繰り下げについて	100
・ 開票の時間の繰り下げについて	101
○ 伊勢市長選挙及び伊勢市議会議員選挙関係	
・ 当選人の氏名（市長）について	102
・ 当選人の氏名（市議会議員）について	103
伊勢市長選挙選挙長告示	
○ 伊勢市長選挙選挙長関係	
・ 候補者の届出について	105

- ・ 選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所について
- ・ 市長選挙の無投票の確定について

106

107

伊勢市議会議員選挙選挙長告示

○ 伊勢市議会議員選挙選挙長関係

- ・ 候補者の届出について
- ・ 選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所について

108

110

公 告

○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について

111

公 表

- 平成 28 年度定期監査等結果に対する措置状況について
- 平成 28 年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況について

113

116

伊勢市一般職の任期付職員を採用等に関する条例をここに公布する。

平成 29 年 10 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第39号

伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 上下水道事業については、この条例の規定は、適用しない。

2 病院事業については、第4条から第6条まで及び第8条から第11条までの規定は、適用しない。

(職員の任期を定めた採用)

第3条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期限を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適

任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであること
その他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第4条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第5条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間

勤務職員をいう。以下同じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢市条例第28号。以下「勤務時間条例」という。）第16条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

（任期の特例）

第6条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 第4条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員（次条第2号において「その他任期付職員」という。）の任期を

延長することが必要な場合で第4条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。

- (2) 第4条第1項各号に掲げる業務の期間が3年を超えることが明らかな場合

(任期の更新)

第7条 任命権者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

- (1) 第3条第1項又は第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合 採用した日から5年を超えない範囲内

- (2) その他任期付職員の任期が3年（前条各号に該当する場合にあっては、5年。以下この号において同じ。）に満たない場合 採用した日から3年を超えない範囲内

(特定任期付職員の給与の特例)

第8条 第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	372,000円
2	420,000円
3	471,000円
4	532,000円
5	607,000円
6	709,000円
7	829,000円

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決

定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次の各号に掲げる前項の給料表の号給に応じ、当該各号に定める場合とする。

- (1) 1号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合
 - (2) 2号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合
 - (3) 3号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
 - (4) 4号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
 - (5) 5号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
 - (6) 6号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
 - (7) 7号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合
- 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その者の給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。
- 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する

額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

- 5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第9条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。）第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第12条、第14条から第18条まで、第22条及び第28条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第1条第2項、第23条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第1条第2項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号。以下「任期付職員条例」という。）第8条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第23条第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の122.5」及び「100分の137.5」とあるのはいずれも「100分の162.5」とする。

(特定業務等従事任期付職員の給与の特例)

第10条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第4条任期付職員」という。）及び第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）（以下これらを「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

級	給料月額	
	第 4 条任期付職員	任期付短時間勤務職員
1	186,900円	第 3 項の規定により算定した額
2	214,400円	
3	254,400円	
4	273,800円	
5	288,900円	
6	314,300円	
7	356,000円	
8	389,100円	

- 2 特定業務等従事任期付職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、規則で定める。
- 3 任期付短時間勤務職員の給料月額は、前項の規定により決定する職務の級をその者を第 4 条任期付職員とみなした場合における職務の級として適用する第 1 項の給料表に規定する給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（特定業務等従事任期付職員の給与条例の適用除外等）

第11条 給与条例第 2 条、第 5 条及び第 6 条第 3 項から第 8 項までの規定は、特定業務等従事任期付職員には適用しない。

- 2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第13条第 2 項第 2 号、第14条第 2 項及び第 3 項、第30条並びに第38条の規定の適用については、給与条例第13条第 2 項第 2 号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(平成29年伊勢市条例第39号) 第5条の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))と、給与条例第14条第2項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と、給与条例第30条中「再任用職員」とあるのは「再任用職員及び任期付短時間勤務職員」と、給与条例第38条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

(伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 2 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第18条第1項」の次に「又は伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年伊勢市条例第39号)第5条」を加える。

(伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 伊勢市職員の育児休業等に関する条例(平成17年伊勢市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年伊勢市条例第39号)第5条第3項の規定により任期を定めて採用された職員

(伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正)

- 4 伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「、第28条の6第1項若しくは第2項又は伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）第5条」に改める。

（伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 5 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「勤勉手当」の次に「、特定任期付職員業績手当」を加える。

第3条に次の1項を加える。

- 4 前2項の規定にかかわらず、伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）に適用する給料表は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して定めるものとする。

第15条第2項中「支給される職員」の次に「又は特定任期付職員」を加える。

第17条の次に次の1条を加える。

（特定任期付職員業績手当）

第17条の2 特定任期付職員業績手当は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。

第24条の次に次の1条を加える。

（特定任期付職員についての適用除外）

第25条 第5条、第6条、第8条、第11条から第14条まで及び第17条の

規定は、特定任期付職員には適用しない。

伊勢市一般職の任期付職員を採用等に関する条例施行規則をここに公布
する。

平成 29 年 10 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 63 号

伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 29 年伊勢市条例第 39 号。以下「条例」という。) 第 12 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用の公正の確保)

第 2 条 任命権者は、条例第 3 条各項の規定に基づき、選考により任期を定めて職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

(特定任期付職員業績手当)

第 3 条 条例第 8 条第 4 項に規定する特に顕著な業績を挙げた職員に該当するかどうかは、同条第 2 項又は第 3 項の規定により特定任期付職員(同条第 1 項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。) の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

第 4 条 特定任期付職員業績手当は、12 月 1 日(以下「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間)にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる者に対し、当該基準日の属する月の伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成 17

年伊勢市規則第 37 号) 第 20 条に規定する期末手当の支給日に支給することができる。

(特定業務等従事任期付職員の級を決定する場合の基準となるべき職務の内容)

第 5 条 伊勢市職員給与条例(平成 17 年伊勢市条例第 42 号)別表第 2 の規定は、条例第 10 条第 2 項に規定する特定業務等従事任期付職員の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容について準用する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 10 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 64 号

伊勢市職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則等の一部を改正する規則

(伊勢市職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項各号列記以外の部分中「管理職員(条例第 22 条第 1 項に規定する管理職員をいう。以下同じ。))の占める職に係る伊勢市職員管理職手当支給に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 31 号。以下「管理職手当規則」という。))別表右欄に掲げる支給額」を「職員」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 管理職員(条例第 22 条第 1 項に規定する管理職員をいう。以下同じ。)) 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る伊勢市職員管理職手当支給に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 31 号。以下「管理職手当規則」という。))別表右欄に掲げる支給額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 69,000 円及び 55,000 円 8,500 円

イ 49,000 円及び 40,000 円 7,000 円

(2) 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 29 年伊勢市条例第 39 号。以下「任期付職員条例」という。))第 3 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第 8 条第 1 項の給料表の号給又は同条第 3 項の規定による給料月額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6 号給及び 7 号給並びに任期付職員条例第 8 条第 3 項の規定による給料月額 12,000 円

イ 5 号給 10,000 円

ウ 2号給から4号給まで 8,500円

エ 1号給 7,000円

(伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市職員管理職手当支給に関する規則(平成17年伊勢市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項及び次条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の管理職手当の額は、前項及び次条に定める額に当該職員の区分に応じ当該各号に定めるその者の勤務時間を伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。

以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間

(2) 育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年伊勢市条例第39号)第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員 勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間

(伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成17年伊勢市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「育児休業法第18条第1項」の次に「又は伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）第5条」を加える。

（伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正）

第4条 伊勢市職員退職手当支給条例施行規則（平成17年伊勢市規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表イの表を次のように改める。

イ 平成18年7月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	1 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号。以下「任期付職員条例」という。）第8条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表7号給の給料月額を受けていたもの 2 前号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの
第2号区分	1 任期付職員条例第8条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号給の給料月額を受けていたもの 2 前号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの
第3号区分	1 平成18年7月以後適用されている伊勢市職員給与条例（以下「平成18年7月以後の給与条例」という。）の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの 2 任期付職員条例第8条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの

	の 3 任期付職員条例第 10 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの 4 前 3 号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの
第 4 号区分	1 平成 18 年 7 月以後の給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの 2 任期付職員条例第 8 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 4 号給の給料月額を受けていたもの 3 任期付職員条例第 10 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの 4 前 3 号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの
第 5 号区分	1 平成 18 年 7 月以後の給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの 2 任期付職員条例第 8 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 3 号給の給料月額を受けていたもの 3 任期付職員条例第 10 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの 4 前 3 号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの

	るもの
第 6 号区分	1 平成 18 年 7 月以後の給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの 2 任期付職員条例第 8 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 1 号給又は 2 号給の給料月額を受けていたもの 3 任期付職員条例第 10 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの 4 前 3 号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの
第 7 号区分	1 平成 18 年 7 月以後の給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの 2 任期付職員条例第 10 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの 3 前 2 号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの
第 8 号区分	1 平成 18 年 7 月以後の給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの 2 任期付職員条例第 10 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの

	3 前2号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの
第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程を次のよう

に定める。

平成29年10月20日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 6 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 2 号中「及び前条第 1 項第 4 号アからウまでに該当しない旨の誓約書」を削り、同項第 3 号中「代表者に関する前号に定める書類」を「代表者の住民票の写し」に改め、同項中第 10 号を削り、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所（所在地）

申請者 名称（商号） ⑩

代表者の氏名 ⑩

伊勢市下水道排水設備指定工事店指定申請書

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程第 4 条第 1 項の規定により、伊勢市排水設備指定工事店の指定を受けたいので下記のとおり申請します。

記

(フリガナ)		
名称(商号)		
(フリガナ)		
住所(所在地)		
電話番号 (日中連絡先：携帯等)		(— —)
FAX 番号		— —
代表者	(フリガナ) 氏 名	
	住 所	

様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を受けるに当たり、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程第3条第1項第4号アからウまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

また、伊勢市下水道排水設備指定工事店として指定を受けた上は、下水道に関する法令、伊勢市公共下水道条例、伊勢市公共下水道条例施行規程及び伊勢市下水道排水設備指定工事店規程を遵守し、誠実に工事を施行するとともに、この誓約に反する行為をしたときは、いかなる処分を受けましても異議の申し立てはいたしません。

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所（所在地）

名称（商号）

㊞

代表者の氏名

㊞

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所（所在地）

申請者 名称（商号） ⑩

代表者の氏名 ⑩

伊勢市下水道排水設備指定工事店更新申請書

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程第 8 条第 1 項の規定により、継続して伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を受けたいので下記のとおり申請します。

記

指 定 番 号		第 号
(フ リ ガ ナ)		
名 称 (商 号)		
(フ リ ガ ナ)		
住 所 (所 在 地)		
電 話 番 号 (日 中 連 絡 先 : 携 帯 等)		(— —)
F A X 番 号		— —
代 表 者	(フ リ ガ ナ)	
	氏 名	
	住 所	

様式第 7 号を次のように改める。

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所（所在地）
届出者 名称（商号）
代表者の氏名

印
印

伊勢市下水道排水設備指定工事店異動届

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程第 9 条第 2 項の規定により、下記の事項に異動があつたので届け出ます。

記

(フリガナ) 名称（商号）	新		
	旧		
(フリガナ) 住所（所在地）	新		
	旧		
電話番号 (日中連絡先:携帯等)	新	(— —)	
	旧	(— —)	
(フリガナ) 代表者の氏名	新		
	旧		
(フリガナ) 代表者の住所	新		
	旧		
(フリガナ) 専属する責任 技術者	追加・削除		(登録番号)
	追加・削除		(登録番号)

〔添付書類〕 異動のあつた事項について確認できる伊勢市下水道排水設備指定工事店規程第 4 条第 2 項各号に掲げる書類を添付すること。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規程の一

部を改正する規程を次のように定める。

平成29年10月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 7 号

伊勢市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規程
の一部を改正する規程

伊勢市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規程（平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住 所 伊勢市
 申請者 氏 名 ⑩
 （電話 — — ）

水洗便所等改造資金融資あっせん申請書

水洗便所等改造資金の融資あっせんを受けたいので下記のとおり申請します。

記

設 置 場 所	伊勢市
指 定 工 事 店 (施工業者)	住 所 (所在地)
	名 称 (商 号)
	代表者 ⑩ (電話 — —)
改 造 工 事 費 予 定 額	円
融資あっせん 希 望 額	万円
希望融資機関	(金融機関名) (支店名)
備 考	

様式第 6 号及び様式第 7 号を次のように改める。

様式第 6 号（第13条関係）

年 月 日

様

住 所
申請者 氏 名 ⑩
(電話 — —)

水洗便所等改造資金融資借入申込書

水洗便所等改造資金の融資を受けたいので下記のとおり申請します。

記

あっせん番号	第 号
設 置 場 所	
指 定 工 事 店 (施工業者)	住 所 (所在地)
	名 称 (商 号)
	代表者 ⑩ (電話 — —)
改 造 工 事 費	円
融 資 希 望 額	万円

年 月 日

（宛先）伊勢市長

融資機関の名称
代 表 者 氏 名 ⑩

利 子 補 給 金 交 付 申 請 書

年 月分の利子補給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申 請 金 額	円
---------	---

様式第 9 号を次のように改める。

様式第 9 号（第17条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住 所
届出人 氏 名
（電話 — — ）

水洗便所等改造資金融資あっせん変更届

下記の事項について変更が生じたので、届け出ます。

記

あっせん番号	第 号
変 更 項 目	☐ 借受人の住所・氏名 ☐ その他（ ）
変 更 内 容	変更前 変更後
変 更 理 由	
その他の事項	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の伊勢市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規程に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市告示第 101 号

平成 29 年 9 月 29 日開議の市議会定例会で認定を経た平成 28 年度伊勢
地域農業共済事務組合会計の決算の要領は、次のとおりです。

平成 29 年 10 月 17 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 決算報告書

平成28年度伊勢地域農業共済事務組合農業共済事業決算報告書

(1) 収益の収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額													
	当 初 予 算 額							補 正 予 算 額						
	農 作 物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑 作 物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合	農 作 物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑 作 物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合
第1款 共済事業収益	円 13,727,000	円 47,786,000	円 1,303,000	円 398,000	円 16,165,000	円 164,562,000	円 243,941,000	円 173,000	円 16,859,000	円 △ 566,000	円 1,513,000	円 0	円 △ 11,687,000	円 6,292,000
第1項 営業収益	13,724,000	47,783,000	1,300,000	395,000	16,162,000	151,071,000	230,435,000	△ 217,000	16,859,000	△ 566,000	1,363,000	0	△ 11,843,000	5,596,000
第2項 営業外収益	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	13,488,000	13,493,000	390,000	0	0	150,000	0	153,000	693,000
第3項 特別利益	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	3,000	13,000	0	0	0	0	0	3,000	3,000

区 分	予 算 額													
	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額							合 計						
	農 作 物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑 作 物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合	農 作 物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑 作 物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合
第1款 共済事業収益	円 4,996,000	円 5,436,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 10,432,000	円 18,896,000	円 70,081,000	円 737,000	円 1,911,000	円 16,165,000	円 152,875,000	円 260,665,000
第1項 営業収益	4,996,000	5,436,000	0	0	0	0	10,432,000	18,503,000	70,078,000	734,000	1,758,000	16,162,000	139,228,000	246,463,000
第2項 営業外収益	0	0	0	0	0	0	0	391,000	1,000	1,000	151,000	1,000	13,641,000	14,186,000
第3項 特別利益	0	0	0	0	0	0	0	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	6,000	16,000

区 分	決 算 額							予算額に比べ決算額の増減（△は決算額が予算額合計より減少）						
	農 作 物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑 作 物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合	農 作 物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑 作 物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合
第1款 共済事業収益	円 18,539,688	円 66,526,518	円 729,577	円 1,657,999	円 5,266,541	円 148,516,863	円 241,237,186	円 △ 356,312	円 △ 3,554,482	円 △ 7,423	円 △ 253,001	円 △ 10,898,459	円 △ 4,358,137	円 △ 19,427,814
第1項 営業収益	18,149,940	66,526,518	729,577	1,657,999	5,266,541	139,704,423	232,034,998	△ 353,060	△ 3,551,482	△ 4,423	△ 100,001	△ 10,895,459	476,423	△ 14,428,002
第2項 営業外収益	389,748	0	0	0	0	8,808,440	9,198,188	△ 1,252	△ 1,000	△ 1,000	△ 151,000	△ 1,000	△ 4,832,560	△ 4,987,812
第3項 特別利益	0	0	0	0	0	4,000	4,000	△ 2,000	△ 2,000	△ 2,000	△ 2,000	△ 2,000	△ 2,000	△ 12,000

支 出

区 分	予 算 額													
	当 初 予 算 額							補 正 予 算 額						
	農 作 物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑 作 物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合	農 作 物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑 作 物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合
第1款 共済事業費用	円 13,727,000	円 47,786,000	円 1,303,000	円 398,000	円 16,165,000	円 164,562,000	円 243,941,000	円 173,000	円 16,859,000	円 △ 566,000	円 1,513,000	円 0	円 △ 11,687,000	円 6,292,000
第1項 営業費用	13,722,000	47,782,000	1,299,000	394,000	16,161,000	164,548,000	243,906,000	△ 217,000	16,859,000	△ 719,000	1,513,000	0	△ 12,918,000	4,518,000
第2項 営業外費用	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	13,000	0	0	0	0	0	540,000	540,000
第3項 特別損失	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	6,000	16,000	390,000	0	0	0	0	691,000	1,081,000
第4項 予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	0	0	153,000	0	0	0	153,000

区 分	予 算 額													
	予 備 費 支 出 額							流 用 増 減 額						
	農 作 物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑 作 物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合	農 作 物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑 作 物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合
第1款 共済事業費用	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
第1項 営業費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2項 営業外費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第3項 特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第4項 予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区 分	予 算 額													
	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額							小 計						
	農 作 物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑 作 物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合	農 作 物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑 作 物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合
第1款 共済事業費用	円 4,996,000	円 5,436,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 10,432,000	円 18,896,000	円 70,081,000	円 737,000	円 1,911,000	円 16,165,000	円 152,875,000	円 260,665,000
第1項 営業費用	4,996,000	5,436,000	0	0	0	0	10,432,000	18,501,000	70,077,000	580,000	1,907,000	16,161,000	151,630,000	258,856,000
第2項 営業外費用	0	0	0	0	0	0	0	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	547,000	553,000
第3項 特別損失	0	0	0	0	0	0	0	392,000	2,000	2,000	2,000	2,000	697,000	1,097,000
第4項 予備費	0	0	0	0	0	0	0	1,000	1,000	154,000	1,000	1,000	1,000	159,000

支 出（つづき）

区 分	予 算 額													
	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額							合 計 額						
	農 作 物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑 作 物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合	農 作 物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑 作 物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合
第1款 共済事業費用	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 18,896,000	円 70,081,000	円 737,000	円 1,911,000	円 16,165,000	円 152,875,000	円 260,665,000
第1項 営業費用	0	0	0	0	0	0	0	18,501,000	70,077,000	580,000	1,907,000	16,161,000	151,630,000	258,856,000
第2項 営業外費用	0	0	0	0	0	0	0	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	547,000	553,000
第3項 特別損失	0	0	0	0	0	0	0	392,000	2,000	2,000	2,000	2,000	697,000	1,097,000
第4項 予備費	0	0	0	0	0	0	0	1,000	1,000	154,000	1,000	1,000	1,000	159,000

区 分	決 算 額							地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額						
	農 作 物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑 作 物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合	農 作 物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑 作 物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合
第1款 共済事業費用	円 18,539,688	円 66,526,518	円 578,365	円 1,809,286	円 4,299,651	円 148,516,863	円 240,270,371	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
第1項 営業費用	18,149,940	66,526,518	578,365	1,809,286	4,299,651	147,448,469	238,812,229	0	0	0	0	0	0	0
第2項 営業外費用	0	0	0	0	0	389,748	389,748	0	0	0	0	0	0	0
第3項 特別損失	389,748	0	0	0	0	678,646	1,068,394	0	0	0	0	0	0	0
第4項 予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区 分	不用額（△は決算額等が予算額合計額より増加）						
	農 作 物 共済勘定	家 畜 共済勘定	果 樹 共済勘定	畑 作 物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	業務勘定	総 合
第1款 共済事業費用	円 356,312	円 3,554,482	円 158,635	円 101,714	円 11,865,349	円 4,358,137	円 20,394,629
第1項 営業費用	351,060	3,550,482	1,635	97,714	11,861,349	4,181,531	20,043,771
第2項 営業外費用	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	157,252	163,252
第3項 特別損失	2,252	2,000	2,000	2,000	2,000	18,354	28,606
第4項 予備費	1,000	1,000	154,000	1,000	1,000	1,000	159,000

2 損益計算書

平成28年度伊勢地域農業共済事務組合農業共済事業損益計算書
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：円)

項 目	農作物共済勘定	家畜共済勘定	果樹共済勘定	畑作物共済勘定	園芸施設共済勘定	業務勘定	内部取引消去	合 計
1 営業収益								
(1) 共済掛金	6,481,952	27,766,396	516,865	30,088	4,742,219			39,537,520
(2) 交付金	1,185,563	81,656						1,267,219
(3) 保険金	4,755,576	28,606,766	43,050	1,601,278	72,425			35,079,095
(4) 診療収入								0
(5) 受取診療補填金		3,513,170						3,513,170
(6) 技術給付金		1,736,500						1,736,500
(7) 連合会特別交付金								0
(8) 責任準備金戻入	2,795,738	1,725,253	169,662		451,897			5,142,550
(9) 支払備金戻入				26,633				26,633
(10) 貸倒引当金戻入								0
(11) 法定積立金戻入	2,720,890	3,096,777						5,817,667
(12) 特別積立金戻入	210,221							210,221
(13) 受取補助金						115,853,000		115,853,000
(14) 受取奨励金						946,260		946,260
(15) 賦課金						9,780,795		9,780,795
(16) 受託収入								0
(17) 損害防止収入								0
(18) 受取損害防止事業負担金						2,046,100		2,046,100
(19) 事業勘定受入						210,221	△ 210,221	0
(20) 業務雑収入						10,868,047		10,868,047
営業収益合計	18,149,940	66,526,518	729,577	1,657,999	5,266,541	139,704,423	△ 210,221	231,824,777
2 営業費用								
(1) 保険料		5,139,950	340,898	23,401	3,794,486			9,298,735
(2) 技術料		18,496,159						18,496,159
(3) 共済金	15,220,508	41,008,174	61,500	1,779,198	80,474			58,149,854
(4) 診療諸掛								0
(5) 無事戻金								0
(6) 責任準備金繰入	2,719,211	1,882,235	175,967		424,691			5,202,104
(7) 支払備金繰入				6,687				6,687
(8) 貸倒引当金繰入								0
(9) 業務勘定繰入	210,221						△ 210,221	0
(10) 支払賦課金						2,211,130		2,211,130
(11) 一般管理費						137,840,877		137,840,877
(12) 普及推進費						1,943,118		1,943,118

(単位：円)

項 目	農作物共済勘定	家畜共済勘定	果樹共済勘定	畑作物共済勘定	園芸施設共済勘定	業務勘定	内部取引消去	合 計
(13) 損害評価費						2,909,514		2,909,514
(14) 損害防止費						2,256,321		2,256,321
(15) 負担金						236,209		236,209
(16) 業務雑費								0
(17) 減価償却費								0
(18) リース資産除却損								0
(19) リース債務解約損						51,300		51,300
営業費用合計	18,149,940	66,526,518	578,365	1,809,286	4,299,651	147,448,469	△ 210,221	238,602,008
営業利益（又は営業損失）	0	0	151,212	△ 151,287	966,890	△ 7,744,046	0	△ 6,777,231
3 営業外収益								
(1) 業務勘定受入	389,748						△ 389,748	0
(2) 受取寄附金								0
(3) 受取利息						88,056		88,056
(4) 受取拠出金								0
(5) 有価証券売却収益								0
(6) 業務引当金戻入						8,720,384		8,720,384
(7) 修繕引当金戻入								0
(8) 特別修繕引当金戻入								0
営業外収益合計	389,748	0	0	0	0	8,808,440	△ 389,748	8,808,440
4 営業外費用								
(1) 事業支払利息								0
(2) 貸倒損失								0
(3) 業務支払利息								0
(4) 支払拠出金								0
(5) 事業勘定繰入						389,748	△ 389,748	0
(6) 有価証券売却損								0
(7) 有価証券評価損								0
(8) 業務引当金繰入								0
(9) 修繕引当金繰入								0
(10) 特別修繕引当金繰入								0
営業外費用合計	0	0	0	0	0	389,748	△ 389,748	0
経常利益（又は経常損失）	389,748	0	151,212	△ 151,287	966,890	674,646	0	2,031,209

(単位：円)

項 目	農作物共済勘定	家畜共済勘定	果樹共済勘定	畑作物共済勘定	園芸施設共済勘定	業務勘定	内部取引消去	合 計
5 特別利益								
(1) 過年度損益修正益								0
(2) 固定資産売却益								0
(3) その他特別利益						4,000		4,000
特別利益合計	0	0	0	0	0	4,000	0	4,000
6 特別損失								
(1) 過年度損益修正損								0
(2) 固定資産売却損								0
(3) 減損損失								0
(4) 災害による損失								0
(5) その他特別損失	389,748					678,646		1,068,394
特別損失合計	389,748	0	0	0	0	678,646	0	1,068,394
当年度純利益 (又は当年度純損失)	0	0	151,212	△ 151,287	966,890	0	0	966,815
前年度繰越利益剰余金 (又は前年度繰越欠損金)				△ 601,369				△ 601,369
当年度未処分利益剰余金 (又は当年度未処理欠損金)	0	0	151,212	△ 752,656	966,890	0	0	365,446

3 剰余金計算書

平成28年度伊勢地域農業共済事務組合農業共済事業剰余金計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日)

(単位：円)

(単位：円)

項 目	農作物共済勘定	家畜共済勘定	果樹共済勘定	畑作物共済勘定	園芸施設共済勘定	業務勘定	総 合
前年度末残高	139,044,571	18,080,664	2,842,568	(繰越不足金) △ 601,369	11,080,647	0	170,447,081
前年度処分額	2,075,635	0	11,570	0	109,749	0	2,196,954
条令第152条・154条による処分額	2,075,635	0	11,570	0	109,749	0	2,196,954
法定積立金の積立	691,878	0	5,785	0	54,875	0	752,538
特別積立金の積立	1,383,757	0	5,785	0	54,874	0	1,444,416
処分後残高	141,120,206	18,080,664	2,854,138	△ 601,369	11,190,396	0	172,644,035
当年度変動額	△ 2,931,111	△ 3,096,777	151,212	△ 151,287	966,890	0	△ 5,061,073
当年度純利益（又は当年度純損失）	0	0	151,212	△ 151,287	966,890	0	966,815
法定積立金の取崩し	△ 2,720,890	△ 3,096,777	0	0	0	0	△ 5,817,667
特別積立金の取崩し	△ 210,221	0	0	0	0	0	△ 210,221
当年度末残高	138,189,095	14,983,887	3,005,350	△ 752,656	12,157,286	0	167,582,962

(注) 1 この計算書における△表記は、減少又は欠損を示すものである。

2 当年度純利益（又は当年度純損失）は、当年度末処分利益剰余金（又は当年度末処理欠損金）である。

4 剰余金処分（不足金処理）計算書

平成28年度伊勢地域農業共済事務組合農業共済事業剰余金処分計算書（案）

(1) 当年度未処分剰余金

農作物共済勘定	0 円
家畜共済勘定	0 円
果樹共済勘定	151,212 円
畑作物共済勘定	0 円
園芸施設共済勘定	966,890 円

(2) 剰余金処分額

① 農作物共済勘定

項 目 区 分	法定積立金		特別積立金		合 計	
	当 期	累 計	当 期	累 計	当 期	累 計
水 稻	0	93,436,769	0	29,241,300	0	122,678,069
麦	0	3,817,038	0	11,693,988	0	15,511,026
合 計	0	97,253,807	0	40,935,288	0	138,189,095

② 家畜共済勘定

項 目 区 分	法定積立金		特別積立金		合 計	
	当 期	累 計	当 期	累 計	当 期	累 計
家畜共済勘定	0	3,626,691	0	11,357,196	0	14,983,887

③ 果樹共済勘定

既積立金総額（繰越不足金）と当期剰余金の合計額である300万5,350円を果樹区分別の過不足累計額うんしゅうみかん半相殺減収総合一般方式の271万16円（90.1730580465%）、うんしゅうみかん災害収入方式の28万4,298円（9.4597301479%）、なつみかん半相殺減収総合一般方式の1万1,036円（0.3672118056%）により配分し、この配分額から既積立額を差し引いて得た果樹区分別当期剰余金を次のとおり積立てる。

項 目 果樹区分	法定積立金		特別積立金		合 計	
	当 期	累 計	当 期	累 計	当 期	累 計
うんしゅうみかん 半相殺減収総合	75,606	1,075,909	75,606	1,634,107	151,212	2,710,016
うんしゅうみかん 災害収入	0	34,159	0	250,139	0	284,298
なつみかん 半相殺減収総合	0	5,518	0	5,518	0	11,036
合 計	75,606	1,115,586	75,606	1,889,764	151,212	3,005,350

④ 畑作物共済勘定

項 目 畑作物区分	法定積立金		特別積立金		合 計	
	当 期	累 計	当 期	累 計	当 期	累 計
大豆（半相殺）	0	0	0	0	0	0
大豆（全相殺）	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

⑤ 園芸施設共済勘定

項 目 区 分	法定積立金		特別積立金		合 計	
	当 期	累 計	当 期	累 計	当 期	累 計
園芸施設共済勘定	483,445	1,408,770	483,445	10,748,516	966,890	12,157,286

平成28年度伊勢地域農業共済事務組合農業共済事業不足金処理計算書（案）

(1) 当年度未処理不足金

農作物共済勘定	－ 円
家畜共済勘定	－ 円
果樹共済勘定	－ 円
畑作物共済勘定	752,656 円
園芸施設共済勘定	－ 円

(2) 未処理不足金処理額

項目 区分	法定積立金 による補填	特別積立金 による補填	補填額合計	繰越不足金
	円	円	円	円
農作物共済勘定				
家畜共済勘定				
果樹共済勘定				
畑作物共済勘定				752,656
園芸施設共済勘定				

5 貸借対照表

平成28年度伊勢地域農業共済事務組合農業共済事業貸借対照表
(平成29年3月31日現在)

(単位：円)

項 目	農作物共済勘定	家畜共済勘定	果樹共済勘定	畑作物共済勘定	園芸施設共済勘定	業務勘定	内部取引消去	合 計
1 流動資産								
(1) 現金預金						250,256,593		250,256,593
(2) 一時貸付金	140,711,600	21,661,827	3,181,317		12,783,567	745,969	△ 179,084,280	0
(3) 有価証券								0
(4) 未収金	196,706	4,700,075				10,223,122		15,119,903
貸倒引当金(差引)								0
(5) 前払費用								0
(6) その他流動資産								0
(7) 貯蔵品								0
流動資産計	140,908,306	26,361,902	3,181,317	0	12,783,567	261,225,684	△ 179,084,280	265,376,496
2 固定資産								
(1) 有形固定資産						21,520,000		21,520,000
減価償却累計額(差引)						△ 20,444,000		△ 20,444,000
減損損失累計額(差引)								0
(2) 無形固定資産						218,400		218,400
(3) 投資その他資産	0	0	0	0	0	5,495,762	0	5,495,762
① 拠出金						5,495,762		5,495,762
② 投資預金								0
③ 投資金銭信託								0
④ 投資有価証券								0
固定資産計	0	0	0	0	0	6,790,162	0	6,790,162
資 産 合 計	140,908,306	26,361,902	3,181,317	0	12,783,567	268,015,846	△ 179,084,280	272,166,658
3 流動負債								
(1) 一時借入金				745,969		178,338,311	△ 179,084,280	0
(2) 企業債								0
(3) 他会計借入金								0
(4) 未払金		9,495,780			201,590	52,644,640		62,342,010
(5) 前受収益								0
(6) 責任準備金	2,719,211	1,882,235	175,967		424,691			5,202,104
(7) 支払備金				6,687				6,687
(8) リース債務								0
(9) 退職給付引当金								0
(10) 賞与引当金								0
(11) 修繕引当金								0
(12) 特別修繕引当金								0
(13) 業務引当金								0
(14) その他流動負債								0
流動負債計	2,719,211	11,378,015	175,967	752,656	626,281	230,982,951	△ 179,084,280	67,550,801

(単位：円)

項 目	農作物共済勘定	家畜共済勘定	果樹共済勘定	畑作物共済勘定	園芸施設共済勘定	業務勘定	内部取引消去	合 計
4 固定負債								
（１）企業債								0
（２）他会計借入金								0
（３）リース債務								0
（４）退職給付引当金								0
（５）修繕引当金								0
（６）特別修繕引当金								0
（７）業務引当金						37,032,895		37,032,895
（８）農家拋出金								0
固定負債計	0	0	0	0	0	37,032,895	0	37,032,895
5 繰延収益								
長期前受金								0
長期前受金収益化累計額（差引）								0
負 債 合 計	2,719,211	11,378,015	175,967	752,656	626,281	268,015,846	△ 179,084,280	104,583,696
6 資本								
（１）利益剰余金	138,189,095	14,983,887	2,854,138	0	11,190,396	0	0	167,217,516
法定積立金	97,253,807	3,626,691	1,039,980	0	925,325			102,845,803
特別積立金	40,935,288	11,357,196	1,814,158	0	10,265,071			64,371,713
（２）当年度末処分利益剰余金 （当年度末処理欠損金）	0	0	151,212	△ 752,656	966,890	0	0	365,446
繰越利益剰余金年度末残高 （繰延欠損金年度末残高）				△ 601,369				△ 601,369
当年度純利益（当年度純損失）	0	0	151,212	△ 151,287	966,890			966,815
（３）有価証券評価差額金								0
資本計	138,189,095	14,983,887	3,005,350	△ 752,656	12,157,286	0	0	167,582,962
負 債 資 本 合 計	140,908,306	26,361,902	3,181,317	0	12,783,567	268,015,846	△ 179,084,280	272,166,658

伊勢市財政状況公表条例（平成17年伊勢市条例第48号）の規定により、平成29年9月末における本市の財政状況を、次のとおり公表します。
平成29年10月27日

伊勢市長 鈴木健一

伊勢市の財政

- 1 9月末における人口、世帯数、面積の状況
- | | | | | |
|---|---|-------------------------|-------------------|------------|
| 人 | 口 | 128,083 人 | (平成29年度現計予算1人当たり | 425,588 円) |
| 世 | 帯 | 55,089 世帯 | (平成29年度現計予算1世帯当たり | 989,501 円) |
| 面 | 積 | 208.35 k m ² | | |

- 2 平成29年度一般会計予算の状況 (単位 千円)

歳 入					歳 出				
項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)／(A) %
市 税	16,440,000	30.2	9,101,936	55.4	議 会 費	361,223	0.7	184,657	51.1
地 方 譲 与 税	319,001	0.6	97,187	30.5	総 務 費	6,223,728	11.4	2,885,200	46.4
利 子 割 交 付 金	12,000	0.0	13,792	114.9	民 生 費	18,858,452	34.6	7,511,332	39.8
配 当 割 交 付 金	78,000	0.2	22,751	29.2	衛 生 費	6,912,420	12.7	2,866,643	41.5
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	55,000	0.1	0	0.0	労 働 費	59,493	0.1	24,914	41.9
地方消費税交付金	1,896,000	3.5	1,262,606	66.6	農 林 水 産 業 費	1,315,928	2.4	290,373	22.1
ゴルフ場利用税 交 付 金	15,000	0.0	6,772	45.1	商 工 費	439,897	0.8	180,635	41.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	95,000	0.2	38,602	40.6	観 光 費	617,520	1.1	268,474	43.5
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	80,000	0.2	0	0.0	土 木 費	5,538,287	10.2	1,731,872	31.3
地方特例交付金	71,000	0.1	73,897	104.1	消 防 費	2,915,998	5.4	848,162	29.1
地 方 交 付 税	9,770,000	17.9	7,271,143	74.4	教 育 費	5,676,893	10.4	2,394,708	42.2
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	19,000	0.0	8,273	43.5	災 害 復 旧 費	25,836	0.0	0	0.0
分担金及び負担金	907,687	1.7	384,843	42.4	公 債 費	5,515,988	10.1	1,598,314	29.0
使用料及び手数料	365,386	0.7	207,513	56.8	諸 支 出 金	2	0.0	0	0.0
国 庫 支 出 金	6,671,208	12.2	2,581,562	38.7	予 備 費	48,981	0.1	0	0.0
県 支 出 金	3,235,873	5.9	413,809	12.8					
財 産 収 入	140,257	0.3	107,718	76.8					
寄 附 金	70,002	0.1	5,930	8.5					
繰 入 金	3,121,618	5.7	0	0.0					
繰 越 金	230,487	0.4	600,066	260.3					
諸 収 入	2,085,327	3.8	1,677,199	80.4					
市 債	8,832,800	16.2	0	0.0					
合 計	54,510,646	100.0	23,875,599	43.8	合 計	54,510,646	100.0	20,785,284	38.1

※歳入の国庫支出金及び県支出金については、繰越明許費繰越財源を、繰越金及び市債については、繰越明許費繰越財源及び継続費通次繰越財源を含みます。また、歳出の総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、観光費及び土木費については、繰越明許費繰越額を、教育費については、繰越明許費繰越額及び継続費通次繰越額を含みます。

○ 市税の状況

(単位 千円)

項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	備 考
市 民 税	7,204,000	43.8	3,429,051	47.6	
固 定 資 産 税	6,715,796	40.9	4,130,776	61.5	
軽 自 動 車 税	334,000	2.0	348,560	104.4	
市 た ば こ 税	767,204	4.7	322,850	42.1	
入 湯 税	23,000	0.1	14,309	62.2	
都 市 計 画 税	1,396,000	8.5	856,390	61.3	
合 計	16,440,000	100.0	9,101,936	55.4	

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

項 目	予算現額	構成割合 %	備 考
消 費 的 経 費	30,910,602	56.7	
人 件 費	7,902,191	14.5	※
物 件 費	8,359,958	15.3	※
維 持 補 修 費	359,845	0.7	
扶 助 費	10,605,521	19.4	※
補 助 費 等	3,683,087	6.8	※
投 資 的 経 費	7,231,611	13.3	
普通建設事業	7,205,775	13.2	※
災害復旧事業	25,836	0.1	
失業対策事業	0	0.0	
そ の 他 の 経 費	16,368,433	30.0	
貸 付 金	3,153	0.0	
公 債 費	5,515,988	10.1	
投 資 及 び 出 資 金	2,401,500	4.4	※
積 立 金	890,927	1.6	
繰 出 金	7,507,884	13.8	
予 備 費	48,981	0.1	
合 計	54,510,646	100.0	

※繰越明許費繰越額及び継続費通次繰越額を含みます。

3 平成28年度一般会計予算の執行状況

(単位 千円)

歳 入					歳 出				
項 目	最終予算額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)／(A) %
市 税	16,540,000	30.7	16,828,142	101.7	議 会 費	356,704	0.7	350,271	98.2
地 方 譲 与 税	330,001	0.6	334,737	101.4	総 務 費	4,738,821	8.8	4,440,229	93.7
利 子 割 交 付 金	20,000	0.0	28,079	140.4	民 生 費	18,693,734	34.7	17,933,466	95.9
配 当 割 交 付 金	100,000	0.2	68,780	68.8	衛 生 費	6,324,161	11.8	4,811,117	76.1
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000	0.2	40,459	40.5	労 働 費	62,180	0.1	59,701	96.0
地方消費税交付金	2,050,000	3.8	2,146,417	104.7	農 林 水 産 業 費	1,039,376	1.9	882,020	84.9
ゴルフ場利用税金 交 付 金	13,000	0.0	16,962	130.5	商 工 費	415,043	0.8	398,103	95.9
自 動 車 取 得 税 交 付 金	75,000	0.1	89,160	118.9	観 光 費	580,928	1.1	557,591	96.0
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	80,172	0.2	80,172	100.0	土 木 費	5,528,774	10.3	5,164,208	93.4
地方特例交付金	70,252	0.1	70,252	100.0	消 防 費	3,036,501	5.6	2,902,337	95.6
地 方 交 付 税	10,522,548	19.6	10,793,194	102.6	教 育 費	7,561,152	14.0	7,002,907	92.6
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	17,022	0.0	17,113	100.5	災 害 復 旧 費	45,345	0.1	41,458	91.4
分担金及び負担金	940,416	1.8	939,343	99.9	公 債 費	5,420,475	10.1	5,420,367	100.0
使用料及び手数料	379,798	0.7	388,008	102.2	諸 支 出 金	2	0.0	0	0.0
国 庫 支 出 金	7,500,082	13.9	7,010,524	93.5	予 備 費	22,885	0.0	0	0.0
県 支 出 金	3,093,696	5.8	3,028,643	97.9					
財 産 収 入	114,772	0.2	131,615	114.7					
寄 附 金	76,986	0.1	83,737	108.8					
繰 入 金	949,759	1.8	56,738	6.0					
繰 越 金	1,667,926	3.1	1,667,926	100.0					
諸 収 入	1,000,451	1.9	1,040,339	104.0					
市 債	8,184,200	15.2	6,153,500	75.2					
合 計	53,826,081	100.0	51,013,840	94.8	合 計	53,826,081	100.0	49,963,775	92.8

※歳入の県支出金及び繰入金については、繰越明許費繰越財源を、国庫支出金、繰越金及び市債については、繰越明許費繰越財源及び継続費通次繰越財源を含みます。また、歳出の総務費、衛生費、農林水産業費、観光費、土木費及び災害復旧費については、繰越明許費繰越額を、消防費及び教育費については、繰越明許費繰越額及び継続費通次繰越額を含みます。

4 特別会計の状況

(単位 千円)

会 計 別	平成28年度予算の執行状況			平成29年度予算の状況		
	最終予算額	収入済額	支出済額	現計予算額	収入済額	支出済額
国民健康保険特別会計	15,499,681	16,158,293	15,296,989	15,555,747	6,032,553	6,431,637
後期高齢者医療特別会計	2,902,148	2,939,177	2,889,233	2,969,649	1,552,848	1,294,659
介護保険特別会計	12,852,993	13,031,304	12,582,631	13,299,620	5,860,182	5,405,114
住宅新築資金等貸付事業 特別会計	8,098	11,605	8,017	7,165	6,224	1,126
観光交通対策特別会計	679,522	707,659	623,092	501,132	334,384	145,193
土地取得特別会計	690,092	587,528	587,528	1,046,850	24,291	16,328
合 計	32,632,534	33,435,566	31,987,490	33,380,163	13,810,482	13,294,057

5 市債の状況

(単位 千円)

目 的 別		借 入 先 別		
一 般 会 計 債	49,934,230	政府資金	財 務 省	20,986,633
総 務 債	575,965		(旧) 日 本 郵 政 公 社	1,689,015
民 生 債	631,692	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構		9,981,948
衛 生 債	1,617,754	三 重 県		54,495
労 働 債	22,286	共 済 組 合 等		2,444,182
農 林 水 産 業 債	2,834,605	銀 行 等		14,785,979
商 工 債	73,471			
観 光 債	37,027			
土 木 債	9,098,322			
公 営 住 宅 債	450,736			
消 防 債	3,931,718			
教 育 債	7,127,586			
災 害 復 旧 債	32,591			
減 税 補 て ん 債	683,377			
臨 時 税 収 補 て ん 債	31,671			
臨 時 財 政 対 策 債	22,785,429			
特 別 会 計 債	8,022			
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 債	8,022			
合 計	49,942,252	合 計		49,942,252

6 一時借入金の状況

区 分	借 入 金 残 金	借 入 先	備 考
――	――	――	

7 市有財産の状況

区 分		現 在 高	備 考
土 地		4,063,050.15 m ²	
建 物		386,590.20 m ²	
動 産		23 個	
物 権		2,208.55 m ²	
基 金		27,495,515 千円	
有 価 証 券 ・ 出 資 金 等		1,167,228 千円	
物 品 取 得 価 格 50 万 円 以 上 の も の	車 両	311 台	
	そ の 他	631 点	
無 体 財 産 権		5 件	

伊勢市選挙管理委員会告示第 61 号

平成 29 年 10 月 29 日執行予定の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙におけるポスター掲示場を、別紙のとおり設置します。

平成 29 年 10 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西宮 晴一

**平成29年10月29日執行予定
伊勢市長・市議会議員選挙ポスター掲示場一覧表**

摘 要		投票区名	所在地	設置場所
1	1	進修	伊勢市宇治館町183-1	宇治館町185 西井勝久様宅東側駐車場
2	1	進修	伊勢市宇治浦田1丁目1	神宮祭主職舎前北側
3	1	進修	伊勢市宇治中之切町39-1地先	神宮会館東向かい側 国道23号線歩道
4	1	進修	伊勢市宇治浦田1丁目11	市営宇治第4駐車場西側
5	1	進修	伊勢市宇治浦田2丁目16	市立進修小学校正門横フェンス
6	1	進修	伊勢市宇治浦田3丁目20	宇治浦田3丁目20-19 久保豊様宅北側公園 ※滝倉団地
7	1	進修	伊勢市宇治浦田3丁目21	宇治浦田3丁目21-15 清原飯金前 主要地方道伊勢磯部線ガードレール
8	2	高麗広	伊勢市宇治今在家町	宇治今在家町626 山端一敏様宅 県道向かい側 ※高麗広
9	2	高麗広	伊勢市宇治今在家町	宇治今在家町511 市立高麗広公民館入口
10	3	修道第1	伊勢市桜木町121	富樫公園 ※三交バス桜木町停留所付近
11	3	修道第1	伊勢市桜木町76-12	市営住宅旭ヶ台団地 旭ヶ台公園西側ガードレール
12	3	修道第1	伊勢市中之町63-3	市道外宮内宮線中之町交差点東
13	3	修道第1	伊勢市中之町232-41	中之町公園
14	3	修道第1	伊勢市中村町桜が丘8	市営住宅中村町団地 南西側ガードレール
15	3	修道第1	伊勢市中村町桜が丘100-50	桜ヶ丘公園南側
16	4	修道第2	伊勢市楠部町38-3	楠部町38-10 河村正次様宅東向かい側駐車場
17	4	修道第2	伊勢市楠部町48-22	市営庭球場駐車場フェンス
18	4	修道第2	伊勢市勢田町814-6地先	勢田町814-6 中川米子様宅前 市道古市岡本線ガードレール
19	4	修道第2	伊勢市勢田町912-10	船江山公園

摘 要		投票区名	所在地	設置場所
20	4	修道第2	伊勢市倭町30-1地先	倭町30-1 天理教三重教務支庁前 主要地方道鳥羽松阪線沿い
21	5	明倫第1	伊勢市尾上町1	橋詰公園
22	5	明倫第1	伊勢市岡本1丁目12	岡本公園南向かい側 市道岡本岩渕1号線ガードレール
23	5	明倫第1	伊勢市岡本1丁目3	百五銀行伊勢支店前植込み
24	5	明倫第1	伊勢市岡本3丁目1	旧豊宮崎文庫跡東側
25	5	明倫第1	伊勢市岡本3丁目3	三重近鉄タクシー(株)車庫北側
26	5	明倫第1	伊勢市藤里町698-15地先	藤里町698-15 角前胃腸科医院東向かい側 主要地方道伊勢磯部線ガードレール
27	6	明倫第2	伊勢市岩渕1丁目3	真珠会館前フェンス
28	6	明倫第2	伊勢市岩渕1丁目7	伊勢市役所本庁舎前南側
29	6	明倫第2	伊勢市岩渕1丁目13	伊勢市観光文化会館前東側
30	6	明倫第2	伊勢市岩渕2丁目7	岩渕公園
31	6	明倫第2	伊勢市岩渕3丁目3	岩渕3丁目3-30 小野和也様宅前 主要地方道鳥羽松阪線ガードレール
32	6	明倫第2	伊勢市吹上1丁目11	JR参宮線吹上町踏切北側歩道
33	6	明倫第2	伊勢市岩渕2丁目8	勢田川 桜橋西詰め南側フェンス
34	7	有緝第1	伊勢市河崎1丁目2	中寺前公園東側
35	7	有緝第1	伊勢市河崎1丁目6	伊勢米穀企業組合倉庫南側
36	7	有緝第1	伊勢市河崎1丁目14	鶴辺公園西側
37	7	有緝第1	伊勢市河崎2丁目2	河崎2丁目10-2 (有)谷口石油山田商会 伊勢SS 南向かい側駐車場
38	7	有緝第1	伊勢市河崎1丁目4	旭公園北側
39	7	有緝第1	伊勢市河崎3丁目16	勢田川 北新橋南詰め東側 ガードレール

摘 要		投票区名	所在地	設置場所
40	7	有緝第1	伊勢市河崎3丁目3	河崎南側公民館前
41	8	有緝第2	伊勢市船江2丁目3	有緝公園南側
42	8	有緝第2	伊勢市船江1丁目16	雇用促進住宅船江宿舍東側フェンス
43	8	有緝第2	伊勢市船江2丁目12	築地公園西側
44	8	有緝第2	伊勢市船江2丁目28	船江2丁目28-47 川井悟様宅東側空地
45	8	有緝第2	伊勢市船江1丁目3	船江公園南側
46	8	有緝第2	伊勢市船江1丁目11	社前公園東側
47	9	有緝第3	伊勢市船江3丁目8	的場公園南東側
48	9	有緝第3	伊勢市船江3丁目3	三交バス船江停留所付近 県道宇治山田港伊勢市停車場線 ガードレール
49	9	有緝第3	伊勢市船江3丁目11	新道公園東側
50	9	有緝第3	伊勢市船江4丁目29	さつき公園南側
51	9	有緝第3	伊勢市船江3丁目16	ぎゅーとらハイジール店南向かい側 市道桧尻川線ガードレール
52	9	有緝第3	伊勢市船江4丁目7	エバーグリーン船江公園 南側フェンス沿い
53	10	厚生第1	伊勢市一之木1丁目3	須原大社東側
54	10	厚生第1	伊勢市一之木2丁目11	中央公園北側
55	10	厚生第1	伊勢市一之木3丁目19	一之木3丁目12-19 小西酒店北向かい側駐車場
56	10	厚生第1	伊勢市一之木5丁目6	市道一之木12-1号線ガードレール ※市道藤社御園線 桧尻川の橋南詰め
57	10	厚生第1	伊勢市一之木5丁目5	市立厚生中学校運動場西側フェンス
58	10	厚生第1	伊勢市一之木5丁目16	市道船江一之木線 河川沿いガードレール ※さつき園入口付近
59	11	厚生第2	伊勢市宮後2丁目2	JR・近鉄踏切南側西寄り 主要地方道鳥羽松阪線ガードレール

摘 要		投票区名	所在地	設置場所
60	11	厚生第2	伊勢市宮後2丁目25	宮後2丁目25-3 山本ビル北側駐車場
61	11	厚生第2	伊勢市宮後2丁目22	JR・近鉄踏切北側東寄り 市道北口線ガードレール
62	11	厚生第2	伊勢市宮後2丁目26	宮後2丁目26-26 立正佼成会伊勢支部南向かい側 市道北口線ガードレール
63	11	厚生第2	伊勢市宮後2丁目11	宮後公園南側フェンス
64	12	厚生第3	伊勢市一志町1	市立厚生小学校正門北側フェンス
65	12	厚生第3	伊勢市一志町5	外宮北御門前広場前
66	12	厚生第3	伊勢市八日市場町13	市立伊勢図書館前植込み
67	12	厚生第3	伊勢市大世古1丁目10	大世古1丁目10-30 大豊和紙工業(株)西側
68	12	厚生第3	伊勢市大世古4丁目2	大世古公園南側
69	12	厚生第3	伊勢市曾祢1丁目9	曾祢1丁目9-26 (株)音羽 駐車場西側フェンス
70	12	厚生第3	伊勢市曾祢2丁目6	奥新町公園西側
71	13	早修	伊勢市曾祢1丁目15	今之社公園北側
72	13	早修	伊勢市常磐1丁目8	清之井公園西側
73	13	早修	伊勢市常磐1丁目17	早修資源拠点ステーション前 ※JR山田上口駅前
74	13	早修	伊勢市常磐3丁目8	市民武道館東側
75	13	早修	伊勢市浦口1丁目11	出口公園東側
76	13	早修	伊勢市浦口2丁目13	浦口公園西側
77	13	早修	伊勢市浦口3丁目1	法住院かさもり稲荷西側フェンス
78	14	中島第1	伊勢市浦口4丁目28番5号	浦口団地
79	14	中島第1	伊勢市二俣1丁目2	市立中島小学校 南側フェンス

摘 要		投票区名	所在地	設置場所
80	14	中島第1	伊勢市二俣3丁目1	二俣3丁目1-30 福岡久夫様宅東側
81	14	中島第1	伊勢市二俣4丁目4	二俣4丁目4-2 横浜ゴム(株)徳川山社宅東側
82	14	中島第1	伊勢市二俣2丁目218-1	二俣2丁目218-1 西口公園
83	14	中島第1	伊勢市辻久留2丁目8	勢田川浄化揚水機場フェンス ※三交バス論出停留所付近
84	15	中島第2	伊勢市中島1丁目3	出雲町自治会会所横駐車場 フェンス
85	15	中島第2	伊勢市中島1丁目12	三交バス度会橋停留所東向かい側 市道浦口中島線ガードレール ※度会橋東詰め
86	15	中島第2	伊勢市中島2丁目11	中部電力度会橋変電所南側 市道中島2丁目1号線 水路沿いガードレール
87	15	中島第2	伊勢市中島2丁目6	小川公園東側
88	15	中島第2	伊勢市宮川1丁目11	宮川1丁目6 若宮八幡宮南側駐車場
89	15	中島第2	伊勢市宮川1丁目3	宮川1丁目3-3 西村信子様宅東側空地
90	15	中島第2	(H28参議選時=H29市長選) 伊勢市宮川	宮川2丁目4 千巻印刷産業(株)駐車場
			(H29市議選)	宮川1丁目13-18 東出忠様宅西側塀
91	16	中島第3	伊勢市辻久留3丁目6	辻久留3丁目7-1 博多ラーメンhiro北側空地
92	16	中島第3	伊勢市辻久留3丁目4	辻久留3丁目4-37 上田行洋様宅西側
93	16	中島第3	伊勢市辻久留3丁目3	辻久留3丁目3-17 岡本正治様宅南側水路向かい 市道宮川郷1号線ガードレール
94	16	中島第3	伊勢市辻久留3丁目12	三重済美学院駐車場 ※三交バス済美学院前停留所付近
95	16	中島第3	伊勢市辻久留3丁目17	三重済美学院北東側フェンス
96	16	中島第3	伊勢市辻久留3丁目20	三郷山上り口北側空地 ※市営住宅万所団地付近
97	16	中島第3	伊勢市辻久留町545-165	辻久留台第3公園
98	17	神社	伊勢市神社港294	市立神社小学校北側フェンス

摘 要		投票区名	所在地	設置場所
99	17	神社	伊勢市竹ヶ鼻町100	市立港中学西側フェンス
100	17	神社	伊勢市小木町538	三交バス ララパーク停留所横
101	17	神社	伊勢市小木町225	小木町公民館南向かい側公園
102	17	神社	伊勢市馬瀬町1202-9地先	馬瀬町1202-9 鈴木達也様宅北側 市道神社馬瀬2号線ガードレール
103	17	神社	伊勢市下野町726-3	下野町公民館前
104	18	大湊	伊勢市大湊町1118-194	市立大湊小学校西側フェンス
105	18	大湊	伊勢市大湊町106-2地先	明神ポンプ場北側 市道大湊15-1号線ガードレール
106	18	大湊	伊勢市大湊町783-11	大湊町民会館前広場
107	18	大湊	伊勢市大湊町656-2	(株)鈴工前塀
108	18	大湊	伊勢市大湊町413-2	大湊町413-9 森浩章様宅南側畑
109	18	大湊	伊勢市大湊町264-66地先	市道大湊2号線水路沿いガードレール ※大湊みどり苑入口付近
110	19	浜郷第1	伊勢市神久1丁目5	寝起松公園内西側植込み
111	19	浜郷第1	伊勢市神田久志本町1436-1	旧伊勢市消防本部庁舎前
112	19	浜郷第1	伊勢市神久2丁目7	神久2丁目7-15 日本通運(株)伊勢営業所西側フェンス
113	19	浜郷第1	伊勢市神久4丁目2	神久4丁目2-6 三重県南部自動車整備協同組合 北側畑
114	19	浜郷第1	伊勢市神久4丁目8	神久4丁目9-3 松山克博様宅西向かい側空地
115	19	浜郷第1	伊勢市神久3丁目6	神久5丁目3-20 山本記久博様宅南向かい側空地
116	19	浜郷第1	伊勢市神久6丁目5	麦酒蔵・二軒茶屋餅第二駐車場
117	20	浜郷第2	伊勢市黒瀬町164-8	市立浜郷小学校西側フェンス
118	20	浜郷第2	伊勢市黒瀬町1718-4	黒瀬第1公園南側

摘 要		投票区名	所在地	設置場所
119	20	浜郷第2	伊勢市田尻町129地先	勢田川 勢田大橋北詰め東側
120	20	浜郷第2	伊勢市田尻町179	牟山中臣神社前
121	20	浜郷第2	伊勢市通町1435	栄通神社前
122	21	浜郷第3	伊勢市一色町1299-22地先	一色町1299-18 鈴木市郎様宅西向かい側 勢田川堤防沿い
123	21	浜郷第3	伊勢市一色町1650-3地先	勢田川堤防 一色町公民館案内掲示板付近
124	21	浜郷第3	伊勢市一色町1486-2地先	一色大橋東詰め南側 県道宇治山田港伊勢市停車場線 ガードレール
125	21	浜郷第3	伊勢市一色町1682	一色町公民館北側フェンス
126	21	浜郷第3	伊勢市一色町1612	一色神社東側
127	22	宮本第1	伊勢市藤里町582-1	藤里町613-4 中澤利吉様宅南側向かい側柿畑東側
128	22	宮本第1	伊勢市藤里町489-1	JA伊勢蓮台寺柿共同選果場前
129	22	宮本第1	伊勢市藤里町145-2	藤里町149-5 奥野道様宅東向かい側柿畑
130	22	宮本第1	伊勢市旭町396-4	市道宮本1号線 新旭橋西詰め空地
131	22	宮本第1	伊勢市旭町365-2	旭町366-1 麵房柿右衛門 南東側道路向かい 市道宮本1号線ガードレール
132	22	宮本第1	伊勢市旭町53-1	旭町52-3 竹内敏克様宅東側畑
133	22	宮本第1	伊勢市前山町355-4	宮本地区コミュニティセンター 三角地
134	22	宮本第1	伊勢市藤里町1-170	伊勢市上水道ふじが丘加圧ポンプ場 南側空地
135	22	宮本第1	伊勢市前山町1381-5	前山町1385 オギケンホーム東側 市道宮本2号線沿い空地
136	23	宮本第2	伊勢市大倉町1553-37	うぐいす台1号公園南東側フェンス
137	23	宮本第2	伊勢市大倉町74-4	大倉町45 岡田長平様宅南向かい側畑
138	23	宮本第2	伊勢市佐八町2287	市立佐八小学校前フェンス

摘 要		投票区名	所在地	設置場所
139	23	宮本第2	伊勢市佐八町2129	佐八町公民館広場
140	23	宮本第2	伊勢市津村町762-1	津村町763-2 山下修様宅東側畑北側
141	23	宮本第2	伊勢市津村町482	津村町公民館広場
142	24	豊浜第1	伊勢市西豊浜町5436	丁塚古墳北公園西側
143	24	豊浜第1	伊勢市西豊浜町1779	市立豊浜西小学校体育館西側フェンス
144	24	豊浜第1	伊勢市西豊浜町79-2	野依ふれあい公園入口付近
145	24	豊浜第1	伊勢市西豊浜町747-1	藤原徹也様宅南側ブロック塀
146	24	豊浜第1	伊勢市西豊浜町6052	西豊浜町6053 大藪敏男様宅北側空地
147	24	豊浜第1	伊勢市植山町486	植山町民会館南側フェンス
148	24	豊浜第1	伊勢市磯町1033	磯町資源ごみステーション西側空地
149	25	豊浜第2	伊勢市東豊浜町3781	東豊浜魚市場西入口付近
150	25	豊浜第2	伊勢市東豊浜町1161	東豊浜町1159 北川健三様宅東向かい側畑
151	25	豊浜第2	伊勢市東豊浜町3707	東豊浜町3710-1 中村文弘様宅南側倉庫前
152	25	豊浜第2	伊勢市東豊浜町299	市立豊浜東小学校東側フェンス
153	25	豊浜第2	伊勢市東豊浜町154地先	西条排水機場南西側
154	25	豊浜第2	伊勢市東豊浜町1453	東豊浜町西条公民館西側ブロック塀
155	25	豊浜第2	伊勢市榎原町594	森下幾子様宅北側 市道榎原堤線(堤防)沿いガードレール
156	25	豊浜第2	伊勢市東豊浜町3224	河邊孝明様宅西側ブロック塀
157	26	北浜第1	伊勢市有滝町2310	漁免道路入口 天白商店作業所東側空地
158	26	北浜第1	伊勢市有滝町2959	三交バス 旧有滝停留所広場地蔵尊前

摘 要		投票区名	所在地	設置場所
159	26	北浜第1	伊勢市有滝町2638	有滝町民会館前
160	26	北浜第1	伊勢市有滝町2693	有滝町2687 有滝老人クラブ西向かい側空地
161	26	北浜第1	伊勢市有滝町2103-8	有滝町2030 三芳電気商会北向かい側空地
162	26	北浜第1	伊勢市有滝町2034	廣山晶彦様宅ブロック塀内側
163	26	北浜第1	伊勢市有滝町1557-1	ありたき農村公園
164	27	北浜第2	伊勢市村松町3-1	北浜地区コミュニティセンター西側
165	27	北浜第2	伊勢市村松町4011-1	村松町民会館前
166	27	北浜第2	伊勢市村松町448地先	村松町85-1 仲由水産(株)入口西側 主要地方道伊勢松阪線ガードレール
167	27	北浜第2	伊勢市村松町1883-1	村松町1883-3 サンコーデンキ北浜店南側空地
168	27	北浜第2	伊勢市村松町3840-2	村松町舟神龍宮南側
169	27	北浜第2	伊勢市村松町3118地先	亀池排水機場東側
170	27	北浜第2	伊勢市村松町3292	市立北浜小学校正門東側フェンス
171	28	北浜第3	伊勢市東大淀町4158地先	おかげバス東大淀口停留所西側 主要地方道伊勢松阪線ガードレール
172	28	北浜第3	伊勢市東大淀町351	市立東大淀小学校正門西側ブロック塀
173	28	北浜第3	伊勢市東大淀町187-6	東大淀町187 北村物産(株)工場東側畑
174	28	北浜第3	伊勢市村松町4091-1	戸上純夫様宅北側 ※村松町明野
175	28	北浜第3	伊勢市東大淀町3869-2	東大淀町485 JA伊勢 伊勢北部支店東大淀 南向かい側畑
176	28	北浜第3	伊勢市柏町623-2	澤村元弘様宅東側空地
177	28	北浜第3	伊勢市柏町762-5	柏団地入口案内板西向側空地
178	28	北浜第3	伊勢市東大淀町104-1	東大淀町288 大忠食品(株)東向かい側空地

摘 要		投票区名	所在地	設置場所
179	29	城田第1	伊勢市上地町1767-1	上地町公民館前
180	29	城田第1	伊勢市上地町1561-2	上地町1708-1 中村民子様宅東向かい側畑
181	29	城田第1	伊勢市上地町1851-1	上地町1436-1 上地町東組公民館西向かい側畑
182	29	城田第1	伊勢市上地町3849	上地町3865 永井初己様宅南向かい側畑
183	29	城田第1	伊勢市上地町2937	中久保湯田野公民館前
184	29	城田第1	伊勢市上地町3362-5	上地町3361 中井忠彦様宅東向かい側畑 ※湯田野
185	29	城田第1	伊勢市上地町2525	吉澤一雄様宅前 ※六軒屋
186	30	城田第2	伊勢市粟野町2104-1	粟野町445-2 岸川始様宅北西向かい側
187	30	城田第2	伊勢市粟野町1235-1	粟野農業研修センター北側
188	30	城田第2	伊勢市中須町186-1地先	中須町1261 阪口護様宅北側畑向かい側 市道中須3-4号線ガードレール
189	30	城田第2	伊勢市中須町40-1	中須町41 中西とも子様宅南東向かい側空地
190	30	城田第2	伊勢市中須町1015-1	中須町771 世古口菊夫様宅南向かい側空地 ※坂東
191	30	城田第2	伊勢市川端町59	川端町62 倉井美郎様宅西側空地
192	30	城田第2	伊勢市川端町310-1地先	川端町312 東建設東側畑向かい側 市道伊勢玉城線ガードレール
193	31	四郷第1	伊勢市中村町1681-1	中村公園
194	31	四郷第1	伊勢市中村町840-1地先	国道23号線月読宮前交差点南側 市道中村4号線ガードレール
195	31	四郷第1	伊勢市楠部町263-73	五十鈴が丘団地東入口 五十鈴ヶ丘公園
196	31	四郷第1	伊勢市楠部町510-74	近鉄五十鈴川駅前東側空地
197	31	四郷第1	伊勢市楠部町3158	緑が丘2号公園西側
198	31	四郷第1	伊勢市楠部町1704-1	伊勢市消防団四郷分団楠部班 車庫横空地

摘 要		投票区名	所在地	設置場所
199	31	四郷第1	伊勢市楠部町乙1010-2	おかげバス四郷小学校前停留所前 主要地方道鳥羽松阪線ガードレール
200	31	四郷第1	伊勢市一字田町793	一字田町791 坂口商店北向かい側畑
201	32	四郷第2	伊勢市朝熊町1911-1	スナック峰子駐車場東詰め
202	32	四郷第2	伊勢市朝熊町1510-3地先	新朝熊橋南詰め東側 主要地方道鳥羽松阪線ガードレール
203	32	四郷第2	伊勢市朝熊町1066-1地先	朝熊町1066-1 大西富美子様宅西側 市道朝熊10-21号線沿い空地
204	32	四郷第2	伊勢市朝熊町1548	近鉄朝熊駅前ガード広場
205	32	四郷第2	伊勢市朝熊町1071-1地先	横橋南詰め東側 市道朝熊27号線 河川沿いガードレール
206	32	四郷第2	伊勢市朝熊町1677-11	朝熊市民館東側フェンス
207	32	四郷第2	伊勢市朝熊町2662-5	石田建設西側空地
208	32	四郷第2	伊勢市朝熊町2602-4	朝熊町2602-51 東工業所西向かい側空地
209	33	四郷第3	伊勢市鹿海町701-2	鹿海町703 北嶋愛子様宅西側畑
210	33	四郷第3	伊勢市鹿海町994-1	鹿海町公民館前(市長) 鹿海町公民館 下 公園フェンス(市議)
211	33	四郷第3	伊勢市鹿海町3430-85	杜の宮公園南側
212	33	四郷第3	伊勢市鹿海町171-1	鹿海町171-2 奥野昌美様宅東側空地
213	33	四郷第3	伊勢市鹿海町727-1	鹿海町726-1 杉本彰様宅東側田
214	34	沼木第1	伊勢市上野町187-2	上野町324-4 巽四郎様宅向かい側畑 ※昭和苑入口付近
215	34	沼木第1	伊勢市上野町347-1	サンパークタウン伊勢入口南側山林
216	34	沼木第1	伊勢市上野町976-3	岡常生様宅西側
217	34	沼木第1	伊勢市上野町876-1	岡収一様宅前
218	34	沼木第1	伊勢市上野町1276地先	上野町1276 岡元保様宅西向かい側 県道伊勢路伊勢線ガードレール

摘 要		投票区名	所在地	設置場所
219	34	沼木第1	伊勢市上野町1280	中村敏夫様宅南側
220	34	沼木第1	伊勢市上野町2857-1	市立上野小学校正門付近 JA伊勢倉庫北側
221	34	沼木第1	伊勢市上野町1354-3	沼木地区コミュニティセンター 南向かい側 県道伊勢路伊勢線沿い空地
222	34	沼木第1	伊勢市上野町3517	上野第2公園西側 ※いせ上野台
223	34	沼木第1	伊勢市上野町1620-1	上野町1613 山上有司様宅前空地(三角地)
224	35	沼木第2	伊勢市円座町1047-3地先	栄団地入口北側 主要地方道伊勢南島線沿い空地
225	35	沼木第2	伊勢市円座町1570	越賀弘幸様宅前畑
226	35	沼木第2	伊勢市円座町1266-2	円座町1267 森本好彦様宅南東向かい側空地 ブロック塀
227	35	沼木第2	伊勢市神園町1104	光徳寺前
228	35	沼木第2	伊勢市神園町435	坂本幸弘様宅前南側空地
229	36	沼木第3	伊勢市横輪町159-1	横輪町161-1 中村屋(横輪茶屋)跡西側空地
230	36	沼木第3	伊勢市横輪町420	県道横輪南勢線 横輪橋東詰め南側空地
231	36	沼木第3	伊勢市横輪町596-4	横輪公民館前 県道横輪南勢線ガードレール
232	36	沼木第3	伊勢市横輪町319	横輪町285 桂林寺南向かい側空地
233	37	沼木第4	伊勢市矢持町下村409-1地先	みどり保育園南向かい側 県道横輪南勢線沿い空地
234	37	沼木第4	伊勢市矢持町菖蒲415-4	県道横輪南勢線 矢持橋西詰め北側空地
235	37	沼木第4	伊勢市矢持町上村301	沼木バス上村停留所前 県道横輪南勢線沿い空地
236	37	沼木第4	伊勢市矢持町床木272-1	沼木バス床ノ木停留所前
237	38	二見第1	伊勢市二見町松下2025	松下区会所前公園フェンス沿
238	38	二見第1	伊勢市二見町松下556-3	二見町松下558-3 龍瑞政文様宅西側道路向かい南側 ごみ集積所西側

摘 要		投票区名	所在地	設置場所
239	38	二見第1	伊勢市二見町江589-1	伊勢夫婦岩ショッピングプラザ (伊勢シーパラダイス)前 国道42号線江交差点北側
240	38	二見第1	伊勢市二見町江696	角谷成子様宅前塀
241	38	二見第1	伊勢市二見町江682-17	宮路元美様宅前塀
242	39	二見第2	伊勢市二見町西185-39	三交バス西団地前停留所西向かい側田
243	39	二見第2	伊勢市二見町西866	西コミュニティセンター
244	39	二見第2	伊勢市二見町西828	藪木宏之様宅前塀
245	39	二見第2	伊勢市二見町西1068-1	中村與一様宅前塀
246	39	二見第2	伊勢市二見町今一色3	旧今一色小学校前フェンス
247	39	二見第2	伊勢市二見町今一色155-6	大西清文様宅前塀
248	39	二見第2	伊勢市二見町今一色874-191	三交バス今一色停留所前
249	40	二見第3	伊勢市二見町茶屋420-1	伊勢市役所二見総合支所前
250	40	二見第3	伊勢市二見町茶屋536-1	角谷俊明様宅裏塀
251	40	二見第3	伊勢市二見町茶屋111-1	伊勢市二見生涯学習センター 西側花壇
252	40	二見第3	伊勢市二見町三津415-1	JR参宮線鳥羽第二踏切南東側畑
253	40	二見第3	伊勢市二見町三津769	小山田文彦様宅前塀
254	40	二見第3	伊勢市二見町荘378-15	福田悠子様宅前塀
255	40	二見第3	伊勢市二見町荘1287	出口博也様宅前塀
256	40	二見第3	伊勢市二見町荘2068-1	市立二見浦保育園前フェンス
257	41	二見第4	伊勢市二見町山田原173	山田原公民館前
258	41	二見第4	伊勢市二見町光の街1009-1	光の街公園(西)南側入口付近

摘 要		投票区名	所在地	設置場所
259	41	二見第4	伊勢市二見町山田原179-2	三交バス山田原停留所付近畑
260	41	二見第4	伊勢市二見町山田原441-2	二見町山田原439 畑中伸之様宅東側 市道溝口17号線沿い空地
261	41	二見第4	伊勢市二見町溝口403	川口喜美子様宅前塀
262	41	二見第4	伊勢市二見町溝口229-7	辻和宏様宅塀
263	42	小俣第1	伊勢市小俣町宮前210	松倉公園フェンス
264	42	小俣第1	伊勢市小俣町宮前787-3	高畑公民館フェンス
265	42	小俣第1	伊勢市小俣町宮前434-2	宮前公園フェンス
266	42	小俣第1	伊勢市小俣町本町944	掛橋公園フェンス
267	42	小俣第1	伊勢市小俣町本町1335-1	南本町公民館西側 ユニチカ団地南苑内公園フェンス
268	42	小俣第1	伊勢市小俣町本町220	小俣町本町205-3 大西学院西側 市道小俣19号線沿い空地 ※JR参宮線掛橋踏切北東側
269	42	小俣第1	伊勢市小俣町本町1-1	市立小俣幼稚園横フェンス
270	43	小俣第2	伊勢市小俣町元町663-1	市立小俣小学校 小俣総合支所向かい側フェンス
271	43	小俣第2	伊勢市小俣町元町769	小俣町交番北東向かい側 市道元町46号線沿い空地
272	43	小俣第2	伊勢市小俣町元町492	栄児童公園
273	43	小俣第2	伊勢市小俣町元町1037-1	元町ふれあい公園東側ガードレール
274	43	小俣第2	伊勢市小俣町元町202-9地先	県道豊北港小俣線中小俣交差点東 ごみ集積所フェンス
275	43	小俣第2	伊勢市小俣町元町381	若山公園フェンス
276	43	小俣第2	伊勢市小俣町元町1282-1	下小俣公民館フェンス
277	44	小俣第3	伊勢市小俣町相合161	小俣浄化センター西側フェンス
278	44	小俣第3	伊勢市小俣町相合494-1	新出公民館フェンス

摘 要		投票区名	所在地	設置場所
279	44	小俣第3	伊勢市小俣町相合750	市立小俣中学校体育館側フェンス
280	44	小俣第3	伊勢市小俣町本町444	市立ゆりかご園フェンス
281	44	小俣第3	伊勢市小俣町本町768	上久保公園
282	44	小俣第3	伊勢市小俣町相合997	小俣町相合996-4 森多敏雄様宅東側畑前 市道小俣5号線ガードレール
283	45	小俣第4	伊勢市小俣町相合888	六軒屋公園前フェンス
284	45	小俣第4	伊勢市小俣町湯田83	湯田水源地前フェンス
285	45	小俣第4	伊勢市小俣町湯田409-13	美和ロック(株)伊勢工場 南側フェンス
286	45	小俣第4	伊勢市小俣町湯田554-1	湯田公民館
287	45	小俣第4	(H28参議選時) 伊勢市小俣町新村41地先	おかげバスデマンド 西新村公民館停留所付近 市道小俣26号線フェンス
288	45	小俣第4	伊勢市小俣町新村428-3	東新村公園前フェンス
289	45	小俣第4	伊勢市小俣町明野 1239-1	明野公民館駐車場
290	46	小俣第5	伊勢市小俣町明野1055-4	小俣明野保健福祉会館フェンス
291	46	小俣第5	伊勢市小俣町明野712-1	明野水源地前フェンス
292	46	小俣第5	伊勢市小俣町明野1183	近鉄明野駅南口駐輪場フェンス
293	46	小俣第5	伊勢市小俣町明野685	ポリテクセンター伊勢前
294	46	小俣第5	伊勢市野村町5-1	小俣児童体育館南西側 県立明野高校農場フェンス
295	46	小俣第5	伊勢市小俣町明野396	JA伊勢明野店南側フェンス
296	46	小俣第5	伊勢市小俣町明野418-1	明野北部公園フェンス
297	47	御薗第1	伊勢市御薗町高向977-1	新高児童公園
298	47	御薗第1	伊勢市御薗町高向2018	(株)松本薬品伊勢支店前

摘 要		投票区名	所在地	設置場所
299	47	御薊第1	伊勢市御薊町高向686－16	森真吾様宅東側塀 ※新高公民館前
300	48	御薊第2	伊勢市御薊町高向568－1	御薊町高向567－2 山中英行様宅西向かい側畑
301	48	御薊第2	伊勢市御薊町高向2589－1	高向公民館
302	48	御薊第2	伊勢市御薊町高向424－3	佐々木淳様宅西側塀
303	48	御薊第2	伊勢市御薊町高向2155－2	高向西公園南西側フェンス
304	49	御薊第3	伊勢市御薊町長屋2767	ハートプラザみその
305	49	御薊第3	伊勢市御薊町長屋961－1	伊勢市役所御薊総合支所 庁舎東向かい側駐車場
306	49	御薊第3	伊勢市御薊町長屋1074－9	市立御薊小学校
307	49	御薊第3	伊勢市御薊町長屋2100－1	伊勢みそのショッピングセンター 北西側駐車場 ※国道23号線長屋2交差点南
308	49	御薊第3	伊勢市御薊町王中島594	王中島公民館
309	49	御薊第3	伊勢市御薊町王中島750－5	王中島児童公園
310	50	御薊第4	伊勢市御薊町新開777	新開公園
311	50	御薊第4	伊勢市御薊町上條1173－1	伊勢市御薊B&G海洋センター
312	50	御薊第4	伊勢市御薊町上條88	上條公民館
313	50	御薊第4	伊勢市御薊町小林2375	小林児童公園

伊勢市選挙管理委員会告示第 62 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 29 年 10 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西宮 晴一

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,169 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

18,070 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

36,139 人

伊勢市選挙管理委員会告示第 63 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項の規定により行う伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙の選挙を行う期日を、下記のとおり定めます。

平成 29 年 10 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西宮 晴一

記

選挙の期日 平成 29 年 10 月 29 日

伊勢市選挙管理委員会告示第 64 号

平成 29 年 10 月 29 日執行予定の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における各投票区の投票所を、別紙のとおり設置します。

平成 29 年 10 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西宮 晴一

平成29年10月29日執行予定 伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙
投票所設置場所一覧表

	投票区名	所在地	投票所の場所
1	進 修	宇治浦田 2 丁目16番43号	伊勢市立進修小学校体育館
2	高 麗 広	宇治今在家町511番地	伊勢市立高麗広公民館
3	修道第 1	桜木町55番地 1	伊勢市教育研究所 (旧伊勢市さくらぎ保育所)
4	修道第 2	久世戸町 5 番地 1	伊勢市立修道小学校体育館
5	明倫第 1	岡本 1 丁目18番21号	伊勢市立明倫小学校
6	明倫第 2	岩渕 1 丁目 7 番29号	伊勢市役所東庁舎3階防災対応スペース
7	有緝第 1	船江 2 丁目 2 番 5 号	伊勢市立有緝小学校
8	有緝第 2	船江 2 丁目 2 番29号	有緝幼稚園
9	有緝第 3	船江 3 丁目11番44号	船江保育園
10	厚生第 1	一之木 2 丁目 9 番11号	一之木町会事務所 (旧伊勢市一之木保育所隣)
11	厚生第 2	宮後 2 丁目 3 番21号	宮後町公会堂
12	厚生第 3	一志町 1 番 4 号	伊勢市立厚生小学校
13	早 修	常磐 3 丁目 8 番 9 号	伊勢市市民武道館
14	中島第 1	二俣 1 丁目 2 番17号	伊勢市立中島小学校体育館
15	中島第 2	中島 2 丁目13番 4 号	中島幼稚園
16	中島第 3	辻久留 3 丁目17番 5 号	社会福祉法人三重済美学院
17	神 社	神社港294番地	伊勢市立神社小学校体育館
18	大 湊	大湊町1118番地194	伊勢市立大湊小学校体育館
19	浜郷第 1	神久 2 丁目 7 番18号	三重県立伊勢工業高校武道館
20	浜郷第 2	黒瀬町1648番地 1	伊勢市立浜郷小学校体育館
21	浜郷第 3	一色町1682番地	一色町公民館
22	宮本第 1	旭町319番地	伊勢市立宮山小学校体育館
23	宮本第 2	佐八町2278番地12	伊勢市立佐八小学校
24	豊浜第 1	西豊浜町1779番地	伊勢市立豊浜西小学校体育館
25	豊浜第 2	東豊浜町299番地 1	伊勢市立豊浜東小学校体育館
26	北浜第 1	有滝町2638番地	有滝町民会館
27	北浜第 2	村松町4011番地 1	村松町民会館
28	北浜第 3	東大淀町201番地 1	東大淀町民会館
29	城田第 1	上地町1767番地	上地町公民館
30	城田第 2	川端町361番地 1	川端町公民館
31	四郷第 1	楠部町2484番地	四郷地区コミュニティセンター
32	四郷第 2	朝熊町1994番地 1	伊勢市あさま児童センター
33	四郷第 3	鹿海町994番地 1	鹿海町公民館
34	沼木第 1	上野町2841番地 2	伊勢市立上野小学校
35	沼木第 2	円座町1579番地	円座町自治会館
36	沼木第 3	横輪町294番地	横輪公民館
37	沼木第 4	矢持町菖蒲125番地 2	伊勢市消防団上野分団矢持班車庫

	投票区名	所在地	投票所の場所
38	二見第 1	二見町江683番地 2	江コミュニティセンター
39	二見第 2	二見町今一色 3 番地	旧伊勢市立今一色小学校屋内運動場
40	二見第 3	二見町茶屋209番地	二見公民館
41	二見第 4	二見町山田原446番地 1	五峰保育園
42	小俣第 1	小俣町本町 3 番地	伊勢市小俣農村環境改善センター
43	小俣第 2	小俣町元町540番地	小俣公民館
44	小俣第 3	小俣町本町444番地	保育所ゆりかご園
45	小俣第 4	小俣町明野1939番地	伊勢市立明野小学校体育館
46	小俣第 5	野村町 5 番地 3	小俣児童体育館（北部児童体育館）
47	御菌第 1	御菌町高向686番地 8	新高公民館
48	御菌第 2	御菌町高向2658番地 1	高向公民館
49	御菌第 3	御菌町長屋1221番地	御菌総合支所
50	御菌第 4	御菌町上條1173番地 1	伊勢市御菌 B & G 海洋センター

伊勢市選挙管理委員会告示第 65 号

平成 29 年 10 月 29 日執行予定の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における期日前投票所を、下記のとおり設置します。

平成 29 年 10 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西宮 晴一

記

1 期日前投票所

御菌期日前投票所 御菌公民館 御菌町長屋 1221 番地

2 増設する期日前投票所

二見期日前投票所 二見総合支所 二見町茶屋 420 番地 1

小俣期日前投票所 小俣公民館 小俣町元町 540 番地

ミタス伊勢期日前投票所 ミタス伊勢 船江 1 丁目 471 番地 1

3 増設期間

平成 29 年 10 月 23 日（月）～10 月 28 日（土）

伊勢市選挙管理委員会告示第 66 号

平成 29 年 10 月 29 日執行予定の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙の選挙に用いる
投票用紙の様式を公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 45 条第 2 項の規定により、
別紙のとおり定めます。

平成 29 年 10 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西宮 晴一

平成二十九年
執行

伊勢市長選挙投票

○ 注 意
ちゅうい

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
こうほしやしめい らんないひとりか
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
こうほしや ものしめい か

伊勢市
選挙管理
委員会印

こうほしやしめい
候補者氏名

平成二十九年
執行

伊勢市議会議員選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
こうほしゃ しめい らんない ひとりか
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
こうほしゃ もの しめい か

伊勢市
選挙管理
委員会印

こうほしゃしめい
候補者氏名

--

伊勢市選挙管理委員会告示第 67 号

平成 29 年 10 月 29 日執行の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額及び報酬の最高額並びに選挙運動事務員等に対する報酬の最高額を、別紙のとおり定めます。

平成 29 年 10 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西宮 晴一

選挙運動従事者及び労務者に対する
実費弁償の最高額及び報酬の最高額

1 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

(1) 鉄 道 賃	鉄道について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(2) 船 賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(3) 車 賃	陸路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(4) 宿 泊 料 食事料 2 食分を含む。	1 夜につき 12,000 円
(5) 弁 当 料	1 食につき 1,000 円 1 日につき 3,000 円
(6) 茶 菓 料	1 日につき 500 円

2 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額

(1) 基本日額	10,000 円
(2) 超過勤務手当	1 日につき基本日額の 5 割

3 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償

(1) 鉄道賃、船賃及び車賃	1 (1)、(2)、(3) に掲げる額
(2) 宿泊料 食事料を含まない。	1 夜につき 10,000 円

4 選挙運動のために使用する事務員に対し支給することができる報酬の額

(1) 基本日額	10,000 円
(2) 超過勤務手当	支給できない

5 専ら第141条の規定により選挙運動のために使用される自動車または船舶の上における選挙運動のために使用される自動車または船舶の上における選挙運動のために使用する 1 人及び手話通訳者 1 人に対し支給することができる報酬の額

(1) 基本日額	15,000 円
(2) 超過勤務	支給できない

伊勢市選挙管理委員会告示第 68 号

平成 29 年 10 月 29 日執行の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙の開票の事務は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条第 1 項の規定により、選挙会場において選挙会の事務と併せて行います。

平成 29 年 10 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西宮 晴一

記

- | | | |
|---|-----|-------------------------------------|
| 1 | 場 所 | 伊勢市小俣町新村 401 番地 1
伊勢市小俣総合体育館 |
| 2 | 日 時 | 平成 29 年 10 月 29 日（日）
午後 9 時 30 分 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 69 号

平成 29 年 10 月 29 日執行の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めます。

平成 29 年 10 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西宮 晴一

記

- | | | |
|---|-----|-------------------------------------|
| 1 | 場 所 | 伊勢市小俣町新村 401 番地 1
伊勢市小俣総合体育館 |
| 2 | 日 時 | 平成 29 年 10 月 29 日（日）
午後 9 時 30 分 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 70 号

平成 29 年 10 月 29 日執行の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

平成 29 年 10 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西宮 晴一

記

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	西宮 晴一	省略	橋本 清美

伊勢市選挙管理委員会告示第 71 号

平成 29 年 10 月 29 日執行の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙の
選挙長の行う告示は、伊勢市公告式条例によります。

平成 29 年 10 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西宮 晴一

伊勢市選挙管理委員会告示第 72 号

平成 29 年 10 月 29 日執行の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表の方法は、伊勢市役所掲示場において行います。

平成 29 年 10 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西宮 晴一

伊勢市選挙管理委員会告示第 73 号

平成 29 年 10 月 29 日執行の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における期日前投票所の投票管理者及びこれを代理すべき者を、別紙のとおり選任します。

平成 29 年 10 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西宮 晴一

1 投票管理者

(1) 御薊期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	今井崎 正和	平成29年10月23日
省略	奥田 孝	平成29年10月24日
省略	森田 耕司	平成29年10月25日
省略	塩井 孝	平成29年10月26日
省略	森田 耕司	平成29年10月27日
省略	塩井 孝	平成29年10月28日

(2) 二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	中井 三樹	平成29年10月23日
省略	松井 孝彦	平成29年10月24日
省略	黒田 晴久	平成29年10月25日
省略	中村 省三	平成29年10月26日
省略	濱口 敏彦	平成29年10月27日
省略	牛木 常夫	平成29年10月28日

(3) 小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	松阪 一雄	平成29年10月23日
省略	小林 三保	平成29年10月24日
省略	中川 博次	平成29年10月25日
省略	松阪 一雄	平成29年10月26日
省略	久保 徹	平成29年10月27日
省略	中川 博次	平成29年10月28日

(4) ミタス伊勢期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	里中 綾子	平成29年10月23日
省略	橋本 清美	平成29年10月24日
省略	里中 綾子	平成29年10月25日
省略	竜田 節夫	平成29年10月26日
省略	加藤 壽美子	平成29年10月27日
省略	橋本 清美	平成29年10月28日

2 職務代理者

(1) 御菌期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	山下 智也	平成29年10月23日
省略	濱口 真一	平成29年10月24日
省略	杉木 剛	平成29年10月25日
省略	西村 明裕	平成29年10月26日
省略	松岡 薫	平成29年10月27日
省略	鈴木 健太	平成29年10月28日

(2) 二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	高田 祐希	平成29年10月23日
省略	楠川 教寛	平成29年10月24日
省略	山本 慎治	平成29年10月25日
省略	佐々木 徹	平成29年10月26日
省略	下村 真司	平成29年10月27日
省略	松井 裕一	平成29年10月28日

(3) 小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	山本 真里子	平成29年10月23日
省略	野村 格也	平成29年10月24日
省略	伊藤 秀彦	平成29年10月25日
省略	日置 純子	平成29年10月26日
省略	梅森 裕	平成29年10月27日
省略	加藤 秀樹	平成29年10月28日

(4) ミタス伊勢期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	倉田 公浩	平成29年10月23日
省略	井村 豊	平成29年10月24日
省略	吉居 寛典	平成29年10月25日
省略	中山 幸則	平成29年10月26日
省略	濱千代 雅章	平成29年10月27日
省略	大西 隆	平成29年10月28日

伊勢市選挙管理委員会告示第 74 号

平成 29 年 10 月 29 日執行の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任します。

平成 29 年 10 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西宮 晴一

平成29年10月29日執行 伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙投票管理者及び同職務代理者一覧表

投票区名	投 票 管 理 者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
進 修	省略	米本 武俊	省略	中西 弘幸
高 麗 広	省略	久田 浩之	省略	見並 卓也
修道第1	省略	奥田 隆良	省略	近藤 知子
修道第2	省略	須崎 充博	省略	中村 哲也
明倫第1	省略	平見 典彦	省略	東條 正和
明倫第2	省略	丸山 美幸	省略	西村 圭二
有緝第1	省略	江崎 里美	省略	阿竹 信一
有緝第2	省略	前村 俊和	省略	竹原 幹
有緝第3	省略	中村 昌弘	省略	阿竹美津子
厚生第1	省略	北村 勇二	省略	加藤 寿人
厚生第2	省略	成川 誠	省略	八田 信
厚生第3	省略	戸上 隆子	省略	坂口 元美
早 修	省略	世古口 睦	省略	増田研一郎
中島第1	省略	山口 一馬	省略	藤川 圭司
中島第2	省略	森本 真成	省略	伊藤 元樹
中島第3	省略	大桑 和秀	省略	中川 要
神 社	省略	東世古幸久	省略	日置 憲隆
大 湊	省略	堀畑 智男	省略	南 裕之
浜郷第1	省略	高村 貞子	省略	鎌田 茂樹
浜郷第2	省略	濱口 新	省略	福本 佳大
浜郷第3	省略	西川 貴也	省略	酒徳 芳正
宮本第1	省略	森田 一成	省略	井村 明弘
宮本第2	省略	大西 隆	省略	山本 真史
豊浜第1	省略	日置 幸美	省略	奥野 覚
豊浜第2	省略	辻 浩利	省略	奥田 教行
北浜第1	省略	荒木 一彦	省略	北村 幸治
北浜第2	省略	濱口 昌大	省略	中居 一晃
北浜第3	省略	沖塚 孝久	省略	森 大輔
城田第1	省略	中上 雅弘	省略	西井 道治
城田第2	省略	小林 進	省略	西井 清子
四郷第1	省略	出口 昌司	省略	中内 悠介
四郷第2	省略	上田 淳一	省略	奥野 修司
四郷第3	省略	小林 記子	省略	豊田 典久
沼木第1	省略	鈴木 光代	省略	山下 智也
沼木第2	省略	谷口 久美	省略	柘植 健吾
沼木第3	省略	岡 康弘	省略	山口 徹
沼木第4	省略	古布 武	省略	西澤 大介

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
二見第1	省略	山崎 幸喜	省略	山本 佳典
二見第2	省略	濱口 基久	省略	藪木 茂生
二見第3	省略	野中 孝彦	省略	尾西 学
二見第4	省略	北岡 孝裕	省略	濱千代雅章
小俣第1	省略	東浦 久修	省略	太田 英明
小俣第2	省略	西山 早苗	省略	岡村 基司
小俣第3	省略	倉野 隆宏	省略	小林 正幸
小俣第4	省略	黒瀬 好子	省略	川上 秀樹
小俣第5	省略	椿 秀樹	省略	野中 久司
御菌第1	省略	林 步	省略	佐々木 徹
御菌第2	省略	岩村 敏彦	省略	北村 祥広
御菌第3	省略	中居 渉	省略	井波真理子
御菌第4	省略	柑子木清仁	省略	前村 裕紀

伊勢市選挙管理委員会告示第 75 号

平成 29 年 10 月 29 日執行の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、公職選挙法第 194 条第 1 項第 4 号の規定により、下記のとおり定めます。

平成 29 年 10 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西宮 晴一

記

1 伊勢市長選挙 11,881,700 円

2 伊勢市議会議員選挙 4,289,100 円

(算式・法第 194 条)

伊勢市長選挙

H29. 10. 21 現在

名簿登録者数	×	人数割額	+	固定額	=	計
(108,415 人)		(81 円)		(3,100,000 円)		(11,881,615 円)

支出限度額（法定制限額）

11,881,700 円（百円未満の端数は百円とする）

伊勢市議会議員選挙

H29. 10. 21 現在

名簿登録者数	÷	定数	×	人数割額	+	固定額	=	計
(108,415 人)		(26 人)		(501 円)		(2,200,000 円)		(4,289,074 円)

支出限度額（法定制限額）

4,289,100 円（百円未満の端数は百円とする）

伊勢市選挙管理委員会告示第 76 号

開票の時間の繰り下げについて

平成 29 年 10 月 22 日執行予定の衆議院議員総選挙における伊勢市開票区の開票の
日時を、下記のとおり繰り下げます。

平成 29 年 10 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- 1 繰り下げ前の開票日時 平成 29 年 10 月 22 日（日） 午後 9 時 30 分
- 2 繰り下げ後の開票日時 平成 29 年 10 月 22 日（日） 午後 10 時
- 3 繰り下げの理由 台風 21 号の接近による荒天のため

伊勢市選挙管理委員会告示第 77 号

開票の時間の繰り下げについて

平成 29 年 10 月 22 日執行予定の衆議院議員総選挙における伊勢市開票区の開票の日時を、下記のとおり繰り下げます。

平成 29 年 10 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- | | | | |
|---|------------|----------------------|--------------|
| 1 | 繰り下げ前の開票日時 | 平成 29 年 10 月 22 日（日） | 午後 10 時 |
| 2 | 繰り下げ後の開票日時 | 平成 29 年 10 月 22 日（日） | 午後 10 時 30 分 |
| 3 | 繰り下げの理由 | 台風 21 号の接近による荒天のため | |

伊勢市選挙管理委員会告示第 78 号

開票の時間の繰り下げについて

平成 29 年 10 月 22 日執行予定の衆議院議員総選挙における伊勢市開票区の開票の
日時を、下記のとおり繰り下げます。

平成 29 年 10 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- 1 繰り下げ前の開票日時 平成 29 年 10 月 22 日（日） 午後 10 時 30 分
- 2 繰り下げ後の開票日時 平成 29 年 10 月 23 日（月） 午前 8 時 30 分
- 3 繰り下げの理由 台風 21 号の接近による荒天のため

伊勢市選選挙管理委員会告示第 79 号

平成 29 年 10 月 29 日執行の伊勢市長選挙における当選人について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 101 条の 3 第 1 項の規定により報告があったので、同条第 2 項の規定により下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成 29 年 10 月 30 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西宮 晴一

記

省略

鈴木 健一

伊勢市選挙管理委員会告示第 80 号

平成 29 年 10 月 29 日執行の伊勢市議会議員選挙における当選人について、
公職選挙法第 101 条の 3 第 1 項の規定により報告があったので、同条第 2 項の
規定により別紙のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成 29 年 10 月 30 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西宮 晴一

氏 名	住 所
吉岡 勝裕	省略
濱口 和久	省略
井村 貴志	省略
山本 正一	省略
世古 明	省略
宿 典泰	省略
野口 佳子	省略
鈴木 豊司	省略
北村 勝	省略
世古口 新吾	省略
岡田 善行	省略
藤原 清史	省略
中山 裕司	省略
楠木 宏彦	省略
小山 敏	省略
西山 則夫	省略
久保 真	省略
辻 孝記	省略
中村 功	省略
宮崎 誠	省略
上村 和生	省略
吉井 詩子	省略
福井 輝夫	省略
品川 幸久	省略
黒木 騎代春	省略
野崎 隆太	省略

伊勢市長選挙選挙長告示第1号

平成29年10月29日執行の伊勢市長選挙における候補者として、下記のとおり届出があったので、公職選挙法第86条の4第11項の規定により告示します。
平成29年10月22日

伊勢市長選挙
選挙長 西 宮 晴 一

記

届出 受理 番号	届出 月 日	届出 の別	候補者氏名 ^{ふりがな}	性 別	本 籍	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業	ウェブサイト等のアドレス
1	平成29年10月22日	本人 届出	すずき けんいち	男	省略	省略	S50.12.3	41	無所属	伊勢市長	http://www.ise-suzuken.com

伊勢市長選挙長告示第2号

平成29年10月29日執行の伊勢市長選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所を、下記のとおり定めましたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示します。

平成29年10月22日

伊勢市長選挙

選挙長 西 宮 晴 一

記

- 1 日 時 平成29年10月26日（木） 午後5時30分
- 2 場 所 伊勢市御薮町長屋1221番地
伊勢市御薮総合支所2階
選挙管理委員会室

伊勢市長選挙選挙長告示第3号

平成29年10月29日執行の市長選挙において、届出のあった候補者がその選挙区における定数を超えないため、投票は行わないことを公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第5項の規定により告示します。

平成29年10月22日

伊勢市長選挙

選挙長 西宮 晴一

伊勢市議会議員選挙選挙長告示第1号

平成29年10月29日執行の伊勢市議会議員選挙における候補者として、下記のとおり届出があったので、公職選挙法第86条の4第11項の規定により告示します。
平成29年10月22日

伊勢市議会議員選挙
選挙長 西 宮 晴 一

記

届出 受理 番号	届出 月 日	届出 の別	候補者氏名	性 別	本 籍	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業	ウェブサイト等のアドレス
1	平成29年10月22日	本人 届出	よしおか かつひろ 吉岡 かつひろ	男	省略	省略	S45.1.18	47	無所属	市議会議員	http://www.amigo2.ne.jp/~katuhiro/
2	平成29年10月22日	本人 届出	はまぐち かずひさ 浜口 和久	男	省略	省略	S35.1.22	57	無所属	市議会議員	
3	平成29年10月22日	本人 届出	いむら たかし 井村 たかし	男	省略	省略	S26.2.1	66	無所属	株式会社Zプロ会長	
4	平成29年10月22日	本人 届出	やまもと しやういち 山本 正一	男	省略	省略	S19.12.26	72	自由民主党	有限会社つた運輸代表取締役	
5	平成29年10月22日	本人 届出	せこ あきら 明	男	省略	省略	S35.4.16	57	無所属	美和ロック株式会社社員	
6	平成29年10月22日	本人 届出	しゆく のりやす 宿 のりやす	男	省略	省略	S30.11.21	61	無所属	行政書士	
7	平成29年10月22日	本人 届出	たつみ しんご 慎吾	男	省略	省略	S47.11.7	44	無所属	たつみ技工代表	https://tatsumi-shingo.jp
8	平成29年10月22日	本人 届出	にしい かずひろ 西井 一浩	男	省略	省略	S40.12.5	51	日本維新の会	株式会社ワークスジャパン代表取締役	http://www.k-nishii.net
9	平成29年10月22日	本人 届出	のぐち よしこ 野口 よしこ	女	省略	省略	S15.12.25	76	無所属	農 業	
10	平成29年10月22日	本人 届出	すずき とよし 鈴木 とよし	男	省略	省略	S24.11.1	67	無所属	市議会議員	
11	平成29年10月22日	本人 届出	きたむら まさる 北村 まさる	男	省略	省略	S35.8.13	57	無所属	農 業	http://www13.plala.or.jp/is/enomasaru
12	平成29年10月22日	本人 届出	なかやま たかお 中山 たかお	男	省略	省略	S52.4.5	40	無所属	神職	http://nakayamatakao.net/
13	平成29年10月22日	本人 届出	せこぐち しんご 世古口 しんご	男	省略	省略	S17.1.8	75	無所属	農 業	
14	平成29年10月22日	本人 届出	おかだ よしゆき 岡田 よしゆき	男	省略	省略	S47.9.5	45	無所属	有限会社メール専務取締役	
15	平成29年10月22日	本人 届出	ふじわら きよふみ 藤原 きよふみ	男	省略	省略	S31.7.3	61	無所属	(株)藤原商店代表取締役社長	
16	平成29年10月22日	本人 届出	なかやま ひろし 中山 ひろし	男	省略	省略	S15.11.25	76	無所属	市議会議員	
17	平成29年10月22日	本人 届出	くすき ひろひこ 楠木 ひろひこ	男	省略	省略	S29.3.20	63	日本共産党	政党役員	
18	平成29年10月22日	本人 届出	こやま ひん 小山 敏	男	省略	省略	S23.7.17	69	無所属	ピンテック建築事務所主宰	http://www.facebook.com/bin.koyama
19	平成29年10月22日	本人 届出	にしやま のりお 西山 則夫	男	省略	省略	S24.6.29	68	無所属	市議会議員	
20	平成29年10月22日	本人 届出	くぼ まこと くぼ まこと	男	省略	省略	S33.4.10	59	無所属	神符奉製所清々舎社長	
21	平成29年10月22日	本人 届出	辻 たかき 辻 たかき	男	省略	省略	S36.4.20	56	公明党	公明党三重第五総支部長	http://www.komei.or.jp/km/ise-tsui-takaki/

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性別	本 籍	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業	ウェブサイト等のアドレス
22	平成29年10月22日	本人 届出	なかむら いきお 中村 功	男	省略	省略	S31.9.3	61	無所属	無職	
23	平成29年10月22日	本人 届出	みやざき まこと みやざき 誠	男	省略	省略	S52.1.5	40	無所属	会社員	
24	平成29年10月22日	本人 届出	クスキ モリト	男	省略	省略	S45.11.17	46	無所属	派遣社員	http://blog.livedoor.jp/kusuk2015/
25	平成29年10月22日	本人 届出	うえむら かずお 上村 かずお	男	省略	省略	S38.11.19	53	無所属	横浜ゴム(株)三重工場社員	
26	平成29年10月22日	本人 届出	よしい うたこ 吉井 うた子	女	省略	省略	S37.6.30	55	公明党	市議会議員	http://www.komei.or.jp/km/ise-yoshii
27	平成29年10月22日	本人 届出	かくい てるお 福井 てるお	男	省略	省略	S24.6.7	68	無所属	福井設計所長	
28	平成29年10月22日	本人 届出	しながわ ゆきひさ 品川 幸久	男	省略	省略	S34.8.21	58	無所属	市議会議員	
29	平成29年10月22日	本人 届出	くろぎ きよはる 黒木 きよはる	男	省略	省略	S29.4.13	63	日本共産党	政党役員	
30	平成29年10月22日	本人 届出	のざき りゅうた 野崎 りゅうた	男	省略	省略	S58.5.19	34	無所属	市議会議員	

伊勢市議会議員選挙選挙長告示第2号

平成29年10月29日執行の伊勢市議会議員選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所を、下記のとおり定めましたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示します。

平成29年10月22日

伊勢市長選挙

選挙長 西 宮 晴 一

記

- 1 日 時 平成29年10月26日（木） 午後5時30分
- 2 場 所 伊勢市御薊町長屋1221番地
伊勢市御薊総合支所2階
選挙管理委員会室

伊勢市公告第 72 号

伊勢市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、平成 29 年 11 月 27 日までに市に意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告します。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、平成 29 年 11 月 27 日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

平成 29 年 10 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

自 平成 29 年 10 月 27 日

至 平成 29 年 11 月 27 日

2 伊勢市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

伊勢市産業観光部農林水産課

郵送 〒516-8501

伊勢市御薗町長屋 1221 番地 伊勢市役所 農林水産課

T E L 0596-22-0370

F A X 0596-21-5605

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見書は、意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

4 異議の申出方法、申出に当たっての留意事項

申出書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記申出先に直接持参するか、郵送により提出してください。

伊勢市監査委員公表第7号

平成28年度定期監査等結果（後期）（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年10月26日

伊勢市監査委員	畑	芳嗣
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	野崎	隆太

定期監査等結果（後期）に対する措置状況

【上下水道部】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
下水道事業	（１）下水道供用開始後にもかかわらず未接続の家屋が見られる。法では供用開始後早期に接続することを義務付けており、接続率の向上に努められたい。	「実施中」 接続率の向上の取組みとして、下水道供用開始説明会において整備効果をいち早く発現させるため、早期接続に理解を求めています。 また広報いせ等で下水道の役割や効果を周知し、環境フェア等のイベントでは下水道啓発コーナーの出展等を通じて、下水道への理解を得られるように努めています。 未接続となっている世帯へは戸別訪問を行い、接続を促すよう下水道への理解を求めています。接続率の向上を実現するため、これからも更なる努力を行って参ります。

【教育委員会事務局】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
スポーツ課	（１）中学校体育連盟の体育大会への選手派遣旅費負担金について、市の旅費規程に準じて支出しているが、実費弁償額とするなど支出の基準見直しの検討をされたい。 （２）合併協議調整項目である体育施設使用料の統一について、調整が進んでいないようであるが、受益者負担の公平性の観点からも早期に結論を出すよう検討されたい。 （３）学校施設の開放利用について、いずれの学校でも多くの団体	「検討中」 これまで市の基準に準じるよう調整してきた経過を考慮しながら、教職員の事務量軽減も勘案して、中学校体育連盟と協議の上、より良い方法を検討します。 「実施中」 体育施設使用料については、公共施設マネジメントと併せて検討し、全庁的な方針と統一したものとなるように進めていきます。 「検討中」 学校施設に開放については、旧伊勢市内においては学校体育施設利用運営委員

	に利用されているが、既存の団体の利用が大半を占めており、新規団体は予約を取りにくい実情が見られる。より多くの人が利用できるよう予約方法を工夫されたい。	会、旧町村においては、当課職員等において、新規利用団体を含め、調整を行っています。 予約方法の周知を含めて、運営方法についてより良い方法を検討していきます。
文化振興課	（１）文化振興事業について、市民芸能祭をより一層盛り上げ、文化芸術を次世代に繋いでいくことが大切である。文化への関心を持つ手立てを検討し、担い手の育成に取り組まされたい。	「実施中」 「子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実」、「文化芸術の次世代への確実な継承」、「子どもたちへの文化芸術体験機会の提供」を重点施策として位置づけています。 市民芸能祭や美術展覧会を始め、小中学生を対象とした「文化芸術体験講座」、「短歌・俳句の作品公募」、美術館や博物館施設を巡る「文化ラリー」を実施し、次世代育成の取り組みを進めてまいります。

工事監査

【農道佐八中之垣外線ほか配水本管布設替工事】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
上水道課	（１）安全管理のため次の点に留意されたい。 ア 管布設時の掘削開口部には手摺りを設置するように心がけること。 イ クレーン機能付きバックホーによる玉掛け作業時は、バックホーとの接近による接触のないように細心の注意を払うように心がけること。	ア「措置済み」 掘削開口部にはバリケードを設置して、作業員の転倒防止を心がけるよう指示し、適切な安全管理を行っています。 イ「措置済み」 クレーン機能付きバックホーによる玉掛け作業時には、細心の注意を払うよう指示し、バックホーとの接近による接触のないように心がけています。

伊勢市監査委員公表第 8 号

平成 2 8 年度財政援助団体等監査結果（意見）に対する措置状況を、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成 2 9 年 1 0 月 2 6 日

伊勢市監査委員	畑	芳嗣
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	野崎	隆太

財政援助団体等監査結果（後期）に対する措置状況

【社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
福祉総務課	（ア）運営事業負担金について、支出の根拠とする要綱等内部規範を整備し、交付目的や公益上の必要性を明確にされたい。	「措置済み」 平成 29 年度の年度協定書において、根拠等を明確化しました。

【ハートプラザみその】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
福祉総務課	（ア）多目的ホール等について、料金を定めて施設利用を行っているにもかかわらず、業務内容として条例に規定されていない。整合性を図られたい。	「措置済み」 伊勢市ハートプラザみその条例第 6 条第 1 項第 2 号に、指定管理者の業務内容として規定済みです。 多目的ホールは他の貸室と同様に、貸館業務を主たる目的とするものです。このため、平成 28 年 4 月 1 日の一部改正において条文を整理しました。

【伊勢市立図書館】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
社会教育課	（ア）二館を維持するなかで、図書の購入予算は限られたものがある。図書の選定にあたっては、市民の要望に応えつつ、効率的、有効的な選書を考慮されたい。	「実施中」 伊勢市立図書館資料選書基準に基づき、分野ごとのバランス、公共図書館としての基本図書、利用者のニーズ、郷土資料の拡充などに配慮し、効率的、有効的な選書に努めます。
株式会社 図書館流通 センター	（ア）市民が生涯学習に利用できる付属施設が併設されているが、利用率が低調である。設置目的の効果を発揮するため、利用の促進を図られたい。	「実施中」 施設利用について、図書館ホームページで紹介しています。また、図書館行事において、多人数のイベントや、バリアフリーイベント、図書館所蔵の美術品展示など、様々な行事を行なうことにより、利用者の方へ幅広い活用法を提案しています。さらに、定期的かつ長期的に利用される団体には、年間利用予定の提出に

		ご協力いただいております、より効率的な貸出が出来るよう努めています。 今後課題となってくる、環境整備や利用料金の見直し等を市と協議し、さらなる利用の促進を図っていきます。
--	--	---